

鶴岡市

一般廃棄物処理基本計画(案)

令和8年度(2026年)～令和17年度(2035年)

一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会
～みんなで進める3R～



令和8年(2026年) 月

鶴岡市
TSURUOKA

目 次

【第1章】総 論	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象区域	3
5 計画の対象となる廃棄物	3
6 本計画とSDGsの関係	4
【第2章】ごみ処理の現況と課題	6
1 ごみ処理の状況	6
(1) 人口と世帯数等の推移	6
(2) ごみ排出量の推移	7
(3) ごみ分別区分	9
(4) ごみ処理体制	10
(5) ごみ処理施設	11
(6) ごみ処理経費	14
2 前計画の総括	15
(1) 前計画の概要	15
(2) 前計画における施策の実施状況	16
(3) 計画目標値の達成状況	26
3 ごみ処理の課題	29
(1) 家庭系ごみのさらなる減量・リサイクルの推進	29
(2) 情報発信の強化	29
(3) プラスチックの資源循環の推進	30
(4) ごみのさらなる適正排出	31
(5) 地域の環境美化・保全の推進	31
(6) 海岸漂着ごみ対策の推進	31
(7) 災害廃棄物処理体制の強化	31
【第3章】基本計画の目標	32
1 基本目標	32
2 基本方針	32
3 人口・ごみ排出量の推計	33
(1) 人口の推計	33
(2) ごみ排出量等の推計	33
4 計画の目標値	34
【第4章】計画推進に向けた施策	40
1 施策の体系	40
基本方針 1 ごみ減量・資源化(3R)の推進	41
(1) 減量化・リデュース・リユースの推進	41
(2) リサイクルの推進	43

(3) 環境学習の推進	43
(4) 積極的な情報発信	44
(5) プラスチック資源循環の推進	44
基本方針2 環境負荷の少ない、適正かつ安定的なごみ処理の推進	46
(1) 適正な収集・運搬等の推進	46
(2) 適正な処理・処分の機能確保	47
基本方針3 環境美化の推進	48
(1) 不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進	48
(2) 海岸漂着ごみ対策の推進	48
基本方針4 災害廃棄物処理体制の強化	48
安定的な廃棄物処理体制の確保	48
2 各主体の取組	50

【第5章】食品ロス削減推進計画 51

1 計画策定の趣旨	51
2 計画期間	51
3 食品ロスの現状と課題	52
(1) 食品ロス発生量について	52
(2) 市民の食品ロスに関する意識	53
4 食品ロスの削減目標	54
5 食品ロス削減に向けた施策	55
(1) 生ごみ・食品ロスの削減	55
(2) 再利用・資源化の推進	56
(3) 啓発活動の推進	56
6 食品ロス削減に向けた各主体の取組	57

【第6章】し尿等処理基本計画 58

1 計画策定の趣旨	58
2 計画期間	58
3 し尿等の現状と課題	58
(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理体制	58
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況	58
(3) し尿処理施設	59
(4) し尿等の処理の課題	59
4 基本計画で取り組む施策	60
(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬	60
(2) し尿・浄化槽汚泥の処理の集約化	60
(3) 災害時のし尿処理対策	60

【第7章】計画の推進 61

1 計画の進捗管理	61
-----------	----

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

本市では、平成28年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し（令和3年3月に改定）、『一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会～みんなで進める3R～』を基本目標に循環型社会の構築に向けて取組を進めてきました。

この間デジタル化の進展などにより市民のライフスタイルが変化する中で、リチウムイオン電池使用製品の増加など、ごみの種類も変化しています。また、令和3年度には新しいごみ焼却施設と一般廃棄物最終処分場が稼働を開始し、令和7年度にはごみの適正な分別とリサイクルを効果的に推進するため、指定ごみ袋の色を変更するなど、計画の前提となるごみ処理体制も変化しました。

前計画改定後の国の動向としては、令和4年4月に、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機としたプラスチックの国内における資源循環の重要性の高まりを受け、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。

令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障、そして質の高い暮らしの実現にも資するものとして、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として位置づけ、循環型社会の形成に向けた統合的な取組が進められています。

そして、令和7年には、脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（令和6年法律第41号。以下「再資源化事業等高度化法」という。）が施行されました。

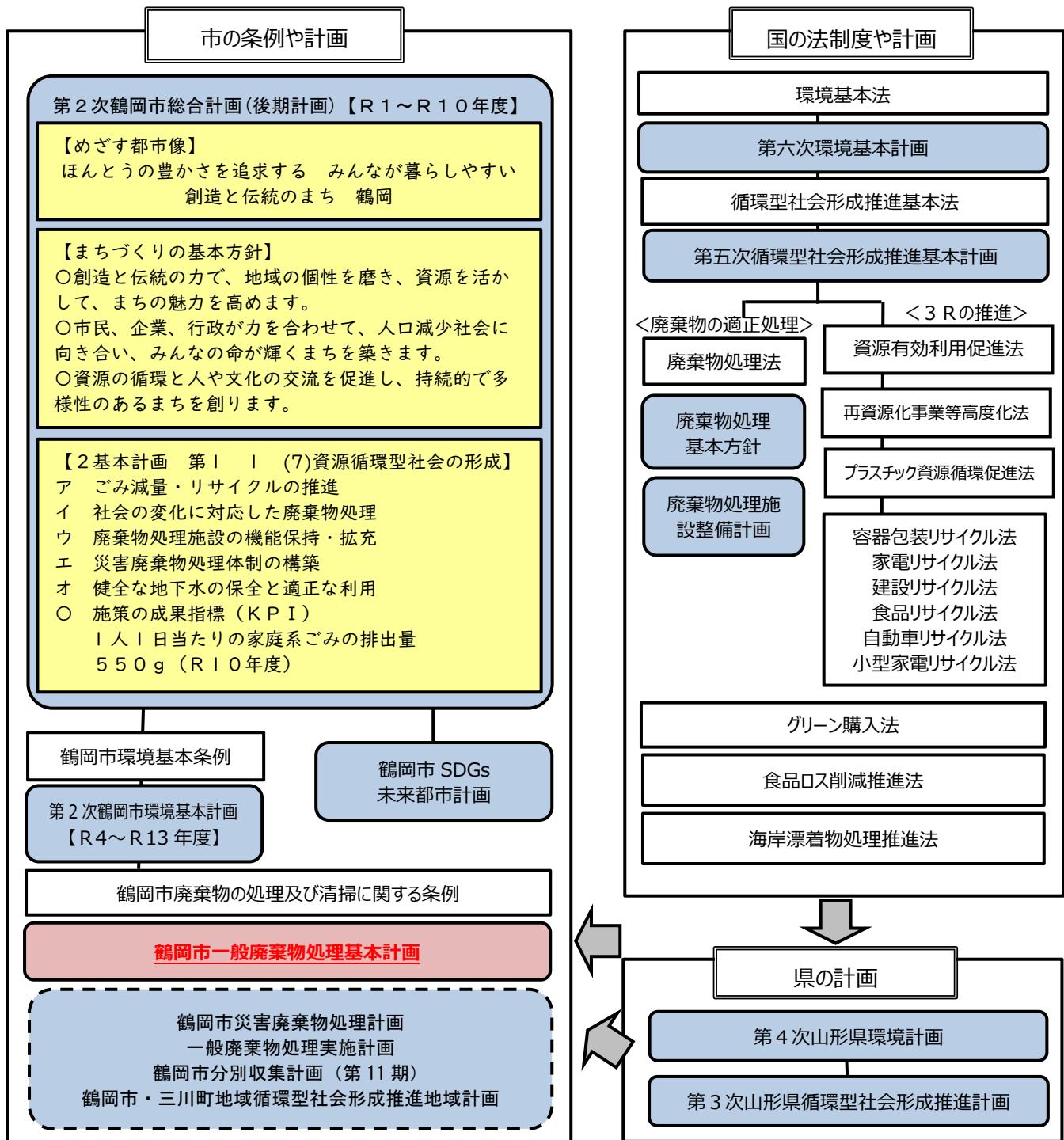
令和7年度で前計画の期間が終了することに伴い、こうした社会情勢の変化や時代の要請を踏まえながら、さらなるごみの減量化やリサイクルの推進、ごみの適正処理などの取組を推進するため、本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画です。

「第2次鶴岡市総合計画」及び「第2次鶴岡市環境基本計画」を上位計画とし、国・県・市の関連計画を踏まえた内容とします。

なお、一般廃棄物は、「ごみ」に加え、「し尿」及び「浄化槽汚泥」も含まれることから、本計画は、ごみ処理に係る計画と、「し尿等処理基本計画」、さらに「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号。以下、「食品ロス削減推進法」という。）第13条に規定される「食品ロス削減推進計画」を内包するものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度を初年度とした10年間とし、令和12年度を中間年度、令和17年度を目標年度としています。

なお、社会情勢の大きな変化又は国・県・市の制度変更があった場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

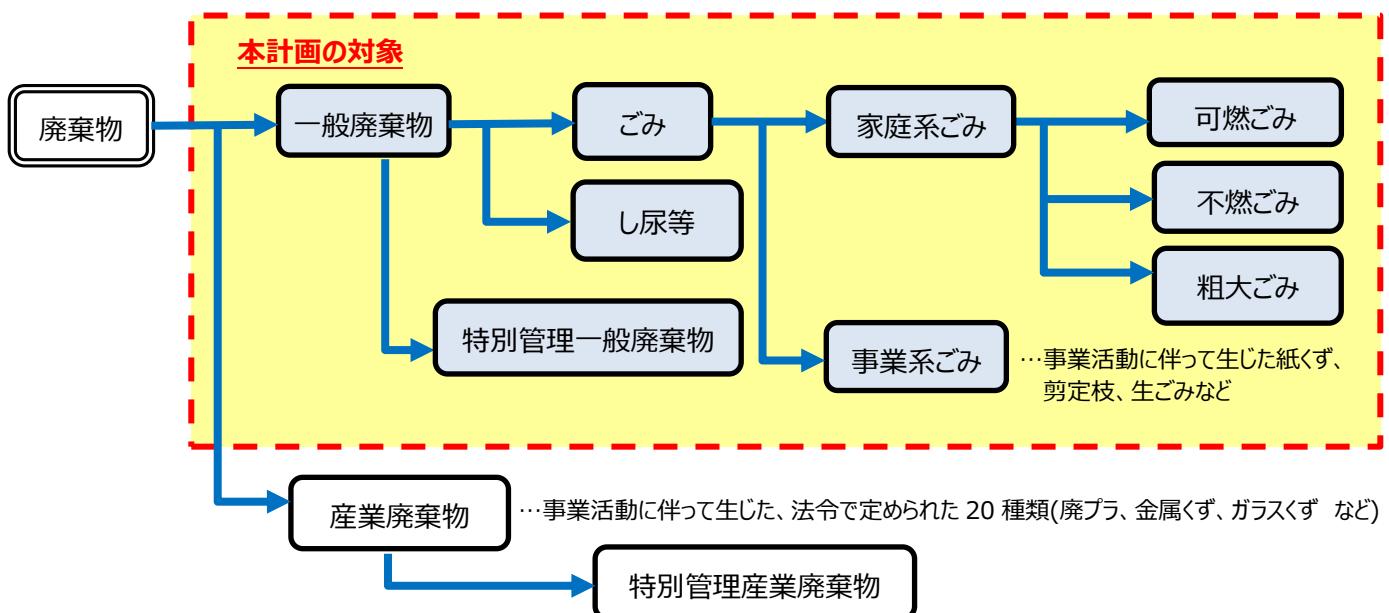
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
和暦	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
計画期間（10年）											
計画策定						中間年度					目標年度

4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、鶴岡市全域とします。

5 計画の対象となる廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）で定める廃棄物等のうちの一般廃棄物とします。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物とされており、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しています。



6 本計画とSDGsの関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals)の略称で、平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている令和12年（2030年）までの国際目標です。17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）から構成され、「誰一人取り残さない」（leave no one behind）という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。

本市は、令和2年7月に、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組のポテンシャルが高い都市として、「SDGs未来都市」に選定されています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、「ゴール6：安全な水とトイレを世界中に」の水質の改善、水に関わる生態系の保護・回復や、持続可能な消費と生産のパターンの確保をめざす「ゴール12：つくる責任つかう責任」の食糧廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがあります。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靭性（レジリエンス）や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本計画においては、本市における廃棄物処理の現状や課題を踏まえるとともに、SDGsの視点を取り入れながら、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めます。



出典：国連広報センター

3Rとサーキュラーエコノミー

「3R」は、ごみを減らすことで焼却や埋立てによる環境への負担をできるだけ少なくし、限りある地球の資源を有効に活用する循環型社会を実現するための重要なキーワードです。以下の、リデュース・リユース・リサイクルの頭文字からとられていて、リサイクルが最も有名ですが、優先順位としてはリデュースが最も高くなっています。

Reduce (リデュース) : ごみの発生、資源の消費をもとから減らす

Reuse (リユース) : くり返し使う

Recycle (リサイクル) : 資源として再び利用する



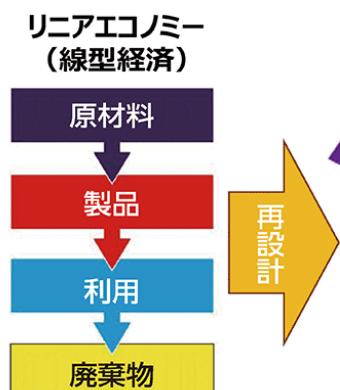
増える『R』

近年では、「Refuse (リフューズ)」：余計なものや不要なものを断る、「Repair (リペア)」：修理をして長く使う、「Rental (レンタル)」：一時的に使うものは購入せずに借りる」などを加えて、「4R、5R、6R」などという使われ方もされています。

こうした、新しい「R」の中でも、最も注目されているのが、「Renewable (リニューアブル)」という考え方です。「再生可能な」という意味で、再生不可能な資源を再生可能な資源に置き替えることを指します。たとえば、プラスチック製品を植物由来のバイオマスプラスチックに置き換えれば、その分、新たに石油などの再生不可能な資源を採掘する必要がなくなります。令和元年5月に策定された「プラスチック資源循環戦略」では、「3R + Renewable」の基本原則が掲げされました。

サーキュラーエコノミー

従来の「3R」の取組に加え、資源循環を重視し、製品設計段階から廃棄物を最小限にすることで、資源投入量・消費量を抑えつつ経済成長をめざすのがサーキュラーエコノミーという考え方です。気候変動などの社会問題の解決につながるだけでなく、産業競争力の強化や地方創生にもつながることが期待されています。



サーキュラーエコノミー
(循環経済)



環境省 HP より

第2章 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理の状況

(1) 人口と世帯数等の推移

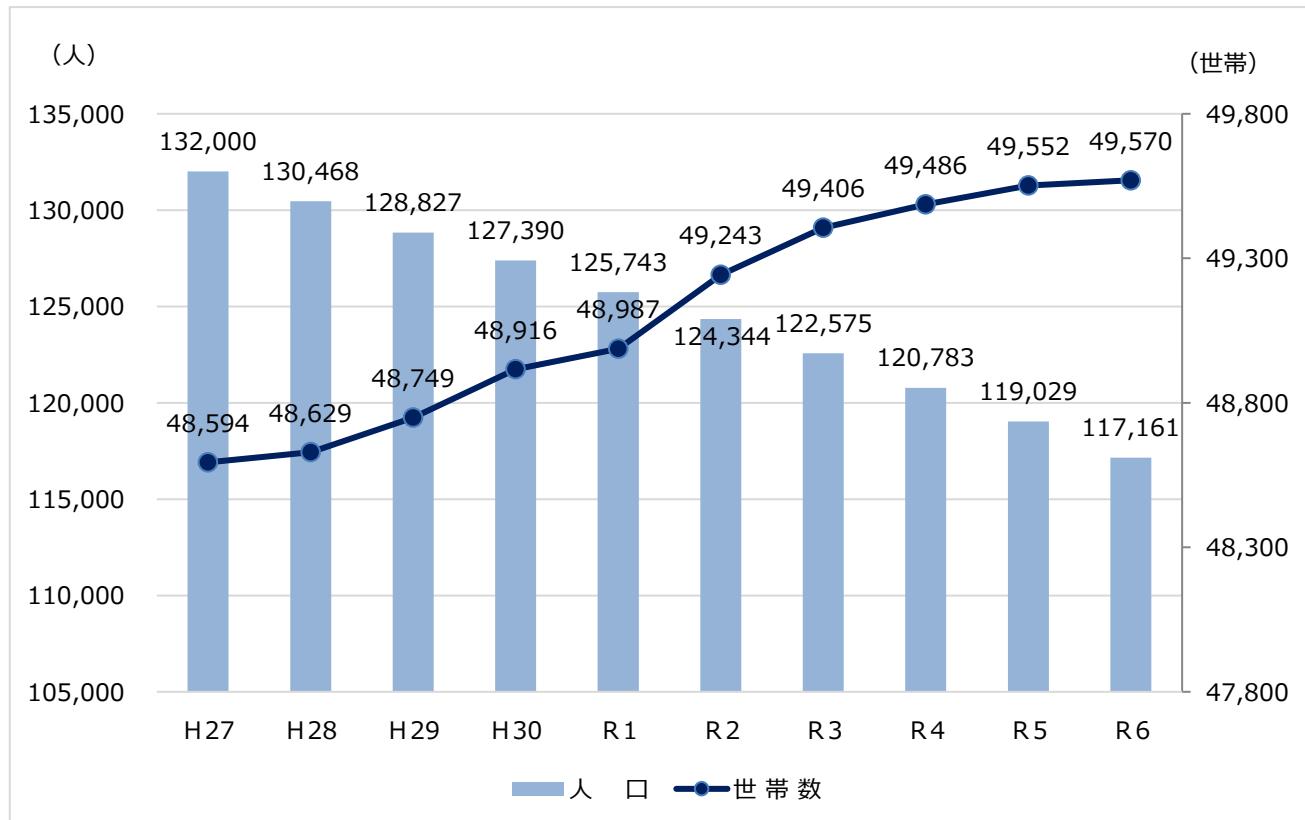
本市の人口（住民基本台帳人口）は令和6年度で約117,000人であり、過去10年間で約15,000人減少しています。一方、世帯数は増加傾向で、令和6年度は約49,500世帯と、過去10年間で約1,000世帯が増加しています。そのため、1世帯当たりの人口は令和6年度で約2.4人と減少傾向が続いています。

事業所数は平成28年6月時点で6,545事業所だったのに対し、令和3年6月時点では6,079事業所と減少しています（総務省の『経済センサス－活動調査』より）。

(表2-1) 人口及び世帯数（各年度9月末時点）

各年度9月末時点	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人 口	132,000	130,468	128,827	127,390	125,743	124,344	122,575	120,783	119,029	117,161
世 帯 数	48,594	48,629	48,749	48,916	48,987	49,243	49,406	49,486	49,552	49,570
1世帯当たりの人口	2.72	2.68	2.64	2.60	2.57	2.53	2.48	2.44	2.40	2.36

(図2-1) 人口及び世帯数の推移（各年度9月末時点）



(2) ごみ排出量の推移

① ごみの総排出量と1人1日当たりのごみの排出量

ごみの総排出量は年々減少を続けており、令和6年度は38,381tと平成27年度比で約16%減少しています。

1人1日当たりのごみの排出量は、令和6年度は898gと平成27年度比で約5%減少していますが、依然として全国平均・県平均よりも高い状態が続いています。

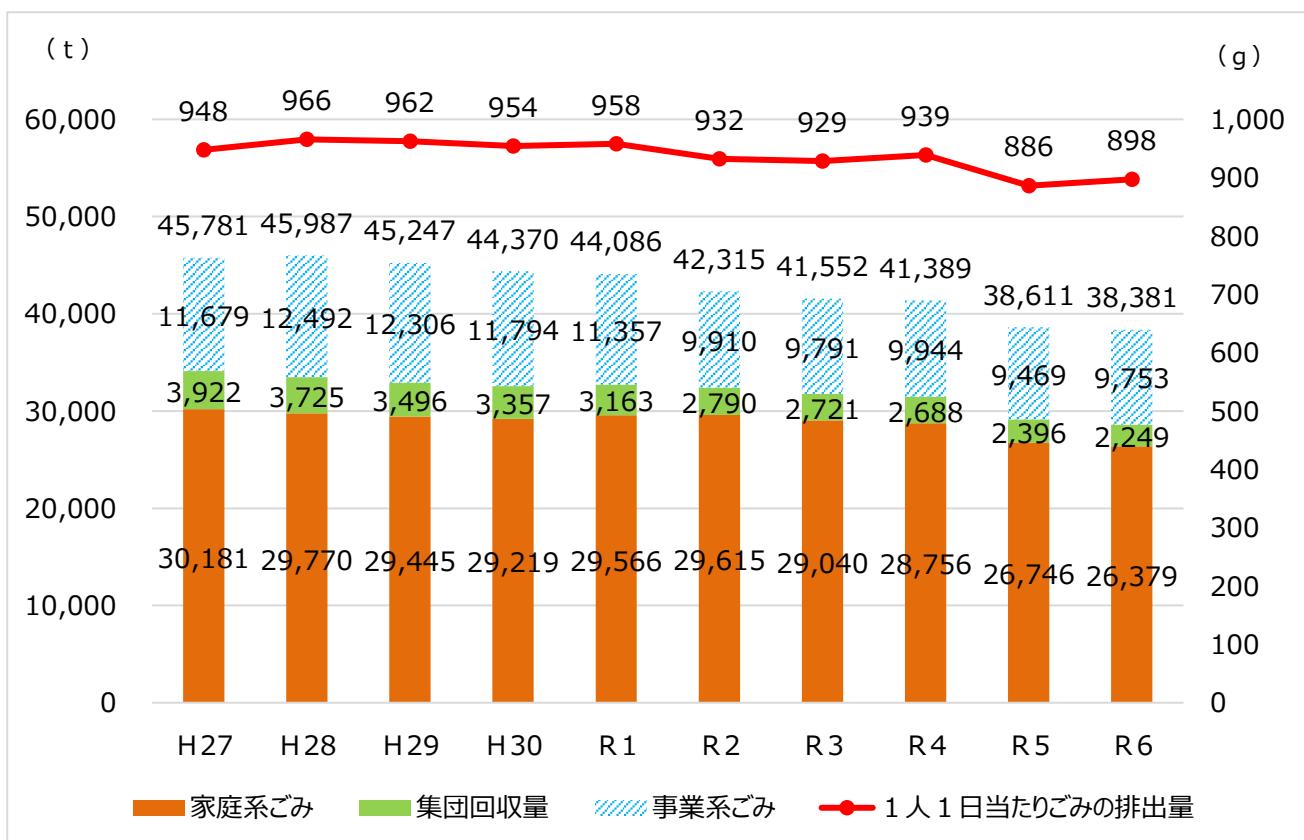
(表2-2) 1人1日当たりのごみの排出量の実績(単位:g)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
鶴岡市	948	966	962	954	958	932	929	939	886	898
山形県平均	939	925	920	919	918	901	890	880	851	
全国平均	927	921	920	915	922	901	904	909	868	

※1人1日当たりのごみの排出量=ごみの総排出量÷当該年度人口÷年間日数×1,000,000

(図2-2) ごみの総排出量及び1人1日当たりのごみの排出量の推移

※表示単位未満を四捨五入して表示しています。



※1人1日当たりのごみの排出量を算出するにあたり、国の一般廃棄物実態調査や県の計画・白書と同様、9月末時点の人口により算出しています。

② 家庭系ごみの排出量

家庭系ごみ(※1)の排出量は人口減少の影響もあり、令和6年度は26,379tと平成27年度比で約13%減少しています。

なお、令和元年度は山形県沖地震の災害ごみが、令和2年度はコロナ禍による在宅時間の増加やマスク等の廃棄の増加などが影響し、排出量が増加に転じたと推測されます。

粗大ごみの排出量は、令和6年度は170tと平成27年度比で約2.6倍に増えています。

※1 家庭系ごみ … 家庭から出る、各種指定の袋でごみステーションへ排出する「もやすごみ」・「プラスチック製容器包装類」・「ペットボトル」・「びん・缶」・「金属・その他」に加え、蛍光管・乾電池等(スプレー缶・ライター・電池類内蔵製品等含む)とリサイクルプラザへ直接持ち込みされた粗大ごみと段ボール等。(※民間の処分業者等へ持ち込まれた粗大ごみは含まない。)

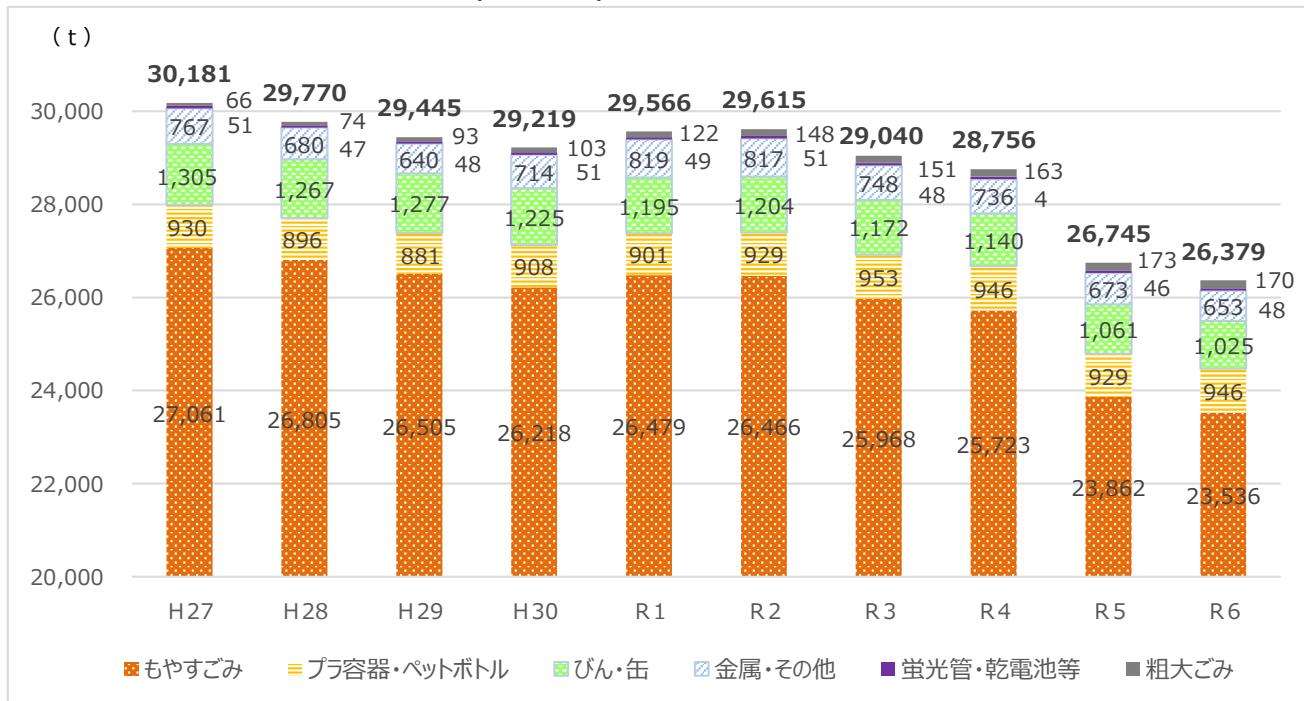
(表2-3) 家庭系ごみの排出量の実績 (単位:t)

※表示単位未満を四捨五入して表示しています。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
もやすごみ	27,061	26,805	26,505	26,218	26,479	26,466	25,968	25,723	23,862	23,536
プラスチック製容器包装類	930	896	881	908	901	929	953	946	929	946
びん・缶	1,305	1,267	1,277	1,225	1,195	1,204	1,172	1,140	1,061	1,025
金属・その他	767	680	640	714	819	817	748	736	673	653
蛍光管・乾電池等	51	47	48	51	49	51	48	48	46	48
その他 ※2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	66	74	93	103	122	148	151	163	173	170
合計	30,181	29,770	29,445	29,219	29,566	29,615	29,040	28,756	26,745	26,379

※2 表2-3 その他 … 段ボール等

(図2-3) 家庭系ごみの排出量の推移 (単位:t)



(3) ごみ分別区分

家庭系ごみは、5種類の指定袋を使って、ごみステーションへ排出することにしており、ごみの種類ごとに収集日を定めてごみステーションから収集しています。

なお、粗大ごみは、市による収集は行っておらず、ごみステーションに排出することはできないため、排出者自らがリサイクルプラザへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬業等許可業者に依頼する必要があります。

(表 2-4) ごみの種別と指定ごみ袋及び収集体制

分別区分・識別マーク	内容	指定ごみ袋等	収集方法等	収集回数	搬入先				
もやすごみ		茶色(乳白色) ^{※2}	委託業者による ステーション回収	週2回	ごみ焼却施設				
プラスチック製容器包装類		桃色		週1回	リサイクルプラザ				
ペットボトル		黄色		週1回					
びん・缶		緑色		隔週1回					
金属・その他		青色(透明) ^{※2}		隔週1回					
蛍光管・乾電池等 ^{※1}	蛍光管	購入時の ケース等で排出		月1回					
	電池類	中身のわかる 透明な袋 に入れて排出							
	スプレー缶								
	ライター								
	電池類内蔵製品等								
粗大ごみ	指定ごみ袋に入らないサイズのごみ等	—	自己搬入 又は 一般廃棄物収集運 搬業等許可業者 が回収	—	リサイクルプラザ 又は 一般廃棄物収集運 搬業等許可業者				

※1 蛍光管・乾電池等には指定ごみ袋はありません。種類ごとそれぞれ中身の確認できる透明な袋で排出します。

発火の危険があるスプレー缶とライターについては令和7年1月から、電池類内蔵製品等(30cm以下)については令和8年4月から蛍光管・乾電池等の収集日に排出する分別方法へ変更します。

※2 ごみ収集時に危険なごみや分別間違いのごみを確認しやすくするため、令和7年度より以下の2種類の指定袋の色を変更しました。

●もやすごみ



茶色から乳白色(茶色の帯あり)に変更

●金属・その他



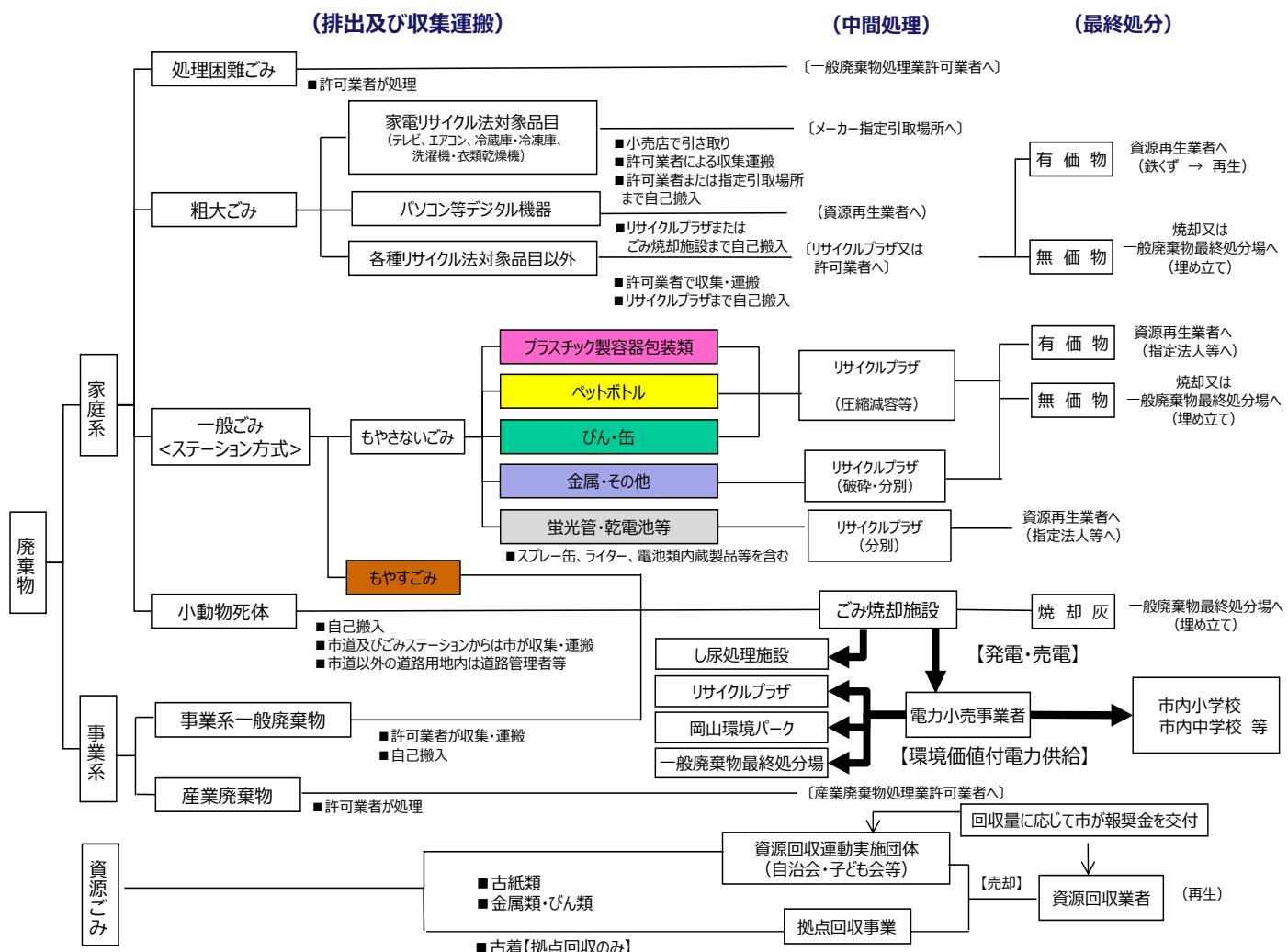
青色から透明(青色の帯あり)に変更

(4) ごみ処理体制

本市では、一般廃棄物を図2-4のとおり、収集、運搬、処理、処分しています。

また、三川町と本市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号）に基づき、同町の一般廃棄物の処理を受託しています。

(図2-4) 一般廃棄物の収集運搬・処分の体系



(5) ごみ処理施設

① 鶴岡市ごみ焼却施設 「つるおかエコファイア」

令和3年4月より稼働したごみ焼却施設では、ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い、施設内で自家消費するとともに余剰電力は売電して市内の小中学校などの公共施設に供給しています。令和6年度には1,544人が見学に来場しており、環境学習のための見学設備も充実しています。

<施設概要>

所 在 地 : 鶴岡市宝田三丁目13番6号

供 用 開 始 : 令和3年4月1日

型 式 : ストーカ式焼却炉

処 理 能 力 : 160 t /日 (80 t /日×2炉)

余熱利用設備 : 蒸気タービン発電 (出力 3,020kWh) 、ロードヒーティング

発 電 量 : 年間約 20,000MWh (一般家庭約 6,700 世帯相当)



② 鶴岡市リサイクルプラザ 「くるりん館」

もやすごみ以外の資源ごみを処理しています。機械や人の手で選別・処理した資源物を再生工場等へ出荷しています。リサイクルに関する啓発施設として、処理作業・施設の見学や各種講座、リサイクル体験教室などの環境学習を行っています。

<施設概要>

所 在 地 : 鶴岡市水沢字水京68番地1

供 用 開 始 : 平成17年4月1日

処 理 方 法 : 破碎、選別処理、選別・圧縮・梱包処理

処 理 能 力 : 施設全体 49 t /日 (5h)

粗大ごみ	8 t /日	・ 金属・その他	10 t /日
------	--------	----------	---------

びん・缶	15 t /日	・ ペットボトル	2 t /日
------	---------	----------	--------

プラスチック製容器包装類	11 t /日	・ 段ボール	3 t /日
--------------	---------	--------	--------



③ 鶴岡市一般廃棄物最終処分場 (鶴岡市大荒地内)

令和3年10月1日に供用開始し、ごみ焼却施設からの焼却灰とリサイクルプラザからの不燃残渣の埋立てを行っています。環境対策として2重遮水シートと漏水検知システムを導入し、埋立地から浸出水の流出防止、また、即日覆土という埋立方法により、廃棄物の飛散や悪臭発生を防止しています。発生する浸出水は、施設で水処理した後に河川放流ではなく下水道放流とし、施設から公共下水道が整備されている桟橋まで排水管を整備し、浄化センターにて再度水処理してから河川放流をしています。

<施設概要>

所 在 地： 鶴岡市大荒字荒沢前167番地2

供 用 開 始： 令和3年10月1日

敷 地 面 積： 218,865 m²

主な設備内容： •埋立面積：18,400 m²

•埋立量：133,600 m³

•埋立方式：サンドイッチ・セル工法（準好気性埋立）

•しゃ水設備：しゃ水シート(合成ゴム系・合成樹脂系シート厚1.5 mm) 17,647 m²
底部漏水検知システム 2,819 m²



•浸出水処理設備：処理能力 150 m³/日

•計量設備：計量機による重量測定 (20t)

•浸出水処理設備：処理能力 140 m³/日

④ 岡山一般廃棄物最終処分場 (鶴岡市岡山地内)

平成9年4月に供用開始し、ごみ焼却施設からの焼却灰とリサイクルプラザからの不燃残渣の埋立てを行い、令和3年3月で埋立満了となりました。令和4～5年度に閉鎖工事を実施し、現在は水質等のモニタリング調査や水処理施設の運転のみを行っています。

<施設概要>

所 在 地： 鶴岡市岡山字大谷地16

供 用 開 始： 平成9年4月1日

敷 地 面 積： 105,784 m²

主な設備内容： •埋立面積：23,400 m²

•埋立量：225,000 m³ ※令和3年3月31日で埋立終了

•埋立方式：サンドイッチ工法（準好気性埋立）

•しゃ水設備：しゃ水シート（高密度ポリエチレン厚1.5 mm）29,861 m²

底部真空検知システム 3,178 m²

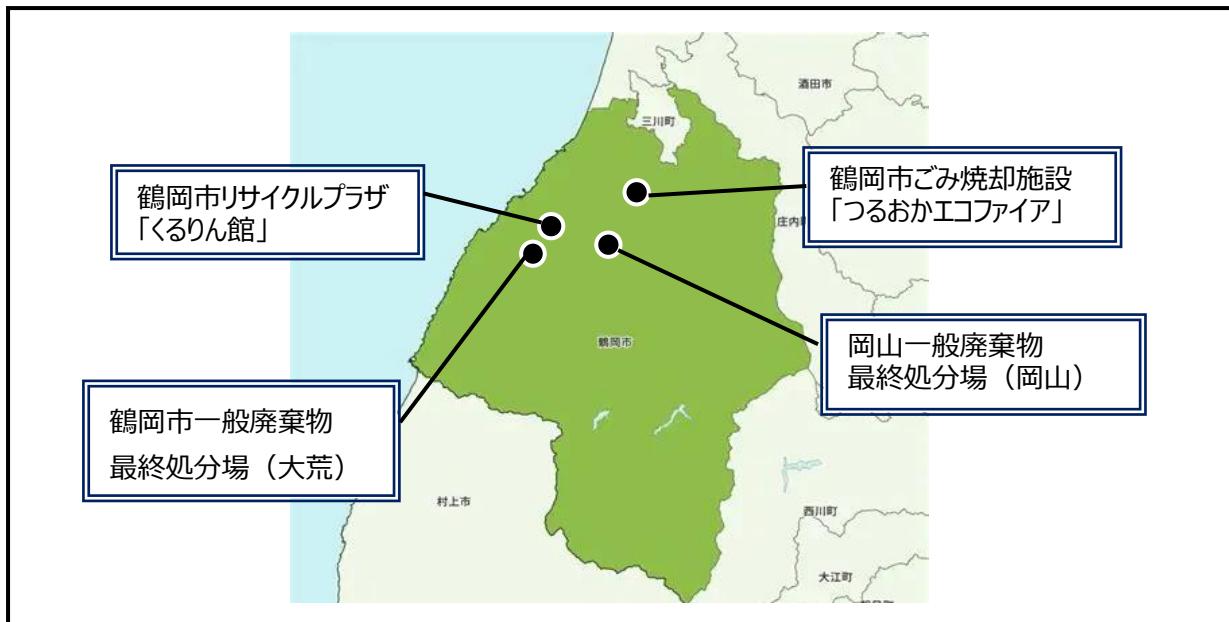


•浸出水処理設備：処理能力 150 m³/日

•計量設備：計量機による重量測定 (20t)

•浸出水処理設備：処理能力 140 m³/日

(図2-5) 一般廃棄物処理施設の位置図



ごみ発電について



ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」では、ごみを焼却する際の熱を利用してごみ発電を行っています。

家庭から発生するもやすごみと事業系一般廃棄物（事業活動に伴って生じた紙くず、剪定枝、生ごみなど）は、「つるおかエコファイア」で焼却処理しています。その際に発生する熱を利用してボイラー設備で水を蒸気にし、その力でタービンを回すことで電力を生み出しています。発電量は年間約 20,000MWh（メガワットアワー）であり、これは一般家庭約 6,700 世帯が 1 年間に使用する電力に相当します。

ごみ発電の仕組みは、化石燃料(※1)をほとんど使わずに発電できる環境にやさしい発電方法です。発電する電気の約 6 割は再生可能エネルギーとして扱われるため、CO₂ 排出量の削減など、脱炭素社会の構築に貢献しています。

※1 化石燃料とは、主に石油・石炭・天然ガスなど長年利用されてきた主要なエネルギー源です。燃焼時に温室効果ガスを排出し、地球温暖化の原因となることや、枯渇性資源であるという課題があります。

電力の地産地消

- ▷ 発電した電力をごみ焼却施設とし尿処理施設で利用（自家消費）しています。旧ごみ焼却施設とし尿処理施設では年間約 1 億 1,000 万円の電気料金がかかっていましたが、発電開始後は無料となっています。加えて、余剰電力を売電し、市内の小中学校やリサイクルプラザ、最終処分場に供給する「電力の地産地消」を行っています。
- ▷ 電力は食料品や工業製品と異なり、産地（どこで発電されたか）や製造方法（発電方式）が判別できませんが、「非化石証書」という制度を使って、鶴岡市のごみ焼却発電で生まれた電力と示すことで「電力の地産地消」を実現しています。
- ▷ また、自家消費した電力のうち約 6 割の電力が持つ環境価値を抜き出し、グリーン電力証書として販売しています。この証書を購入した事業者は、その分だけ再生可能エネルギーを使用しているとアピールすることができます。

(6) ごみ処理経費

ごみ処理経費は、毎日のごみの収集運搬や焼却やリサイクル、し尿等の処理、埋立てなどの「処理費」とごみ処理施設の建設や大規模修繕に係る「建設改良費」の経費に分けられます。

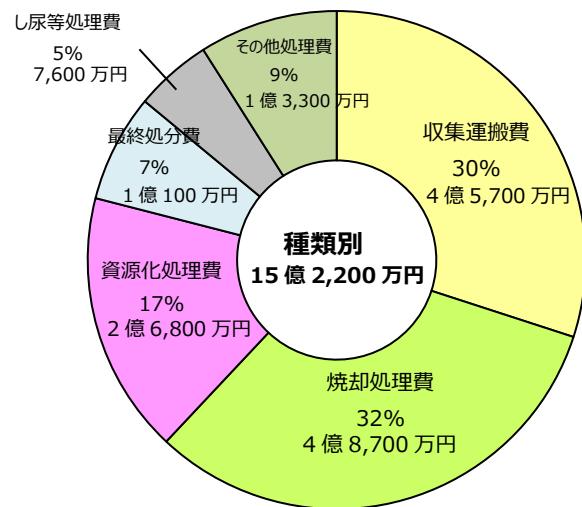
処理費

処理費とは、収集運搬費・焼却処理費・資源化処理費・最終処分費・し尿等処理費・その他処理費を合わせたものです。令和6年度の処理費の合計は**15億2,200万円**でした。

(表2-5) 令和6年度ごみ処理経費

種類	経費額	内容
収集運搬	4億5,700万円	集積場所からのごみの収集運搬費 ごみ袋の製作費用等
焼却処理	4億8,700万円	ごみの焼却に係る処理費等
資源化処理	2億6,800万円	資源物のリサイクルに係る処理費等
最終処分	1億100万円	焼却灰や不燃残渣等の埋立て費等
し尿等処理	7,600万円	し尿等の処理費等
その他処理	1億3,300万円	上記以外の処理費
合計	15億2,200万円	

(図2-6) 令和6年度ごみ処理経費種類別内訳



市民1人あたりの 処理費(年間)	12,990円
---------------------	----------------

※令和6年9月末人口：117,161人

ごみ1tあたりの 処理費	39,660円
-----------------	----------------

※令和6年度 ごみ総排出量：38,381t

建設改良費

建設改良費とは、ごみ処理施設の建設や大規模修繕に係る費用です。

令和3年4月に稼働開始したごみ焼却施設建設に係る工事期間は、平成30年度から令和6年度の7年間で総事業費は約141億円でした。そのうち、令和6年度の建設改良費は、ごみ焼却施設建設の最終段階である外構工事に係るもので、合計**2億4,600万円**でした。

(表2-6) 令和6年度建設改良費

経費	2億4,600万円
工事内容	ごみ焼却施設の外構工事費及び案内標識設置工事費

2 前計画の総括

(1) 前計画の概要

前計画では『一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会～みんなで進める3R～』を基本目標に循環型社会の構築に向けて取組を進めてきました。また、令和2年度に中間見直しを行い、計画目標ごとに設定した目標値達成のため、施策を推進してきました。

一般廃棄物処理基本計画（前計画 H28～R7）の概要

■ 基本目標

『一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会～みんなで進める3R～』

■ 基本方針

〈基本方針1〉環境学習の推進

〈基本方針2〉ごみの減量と資源化の推進

〈基本方針3〉適正かつ安定的、効果的なごみ処理の推進

■ 計画目標

(表2-7) 目標値 達成状況

	目標	基準値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	達成 状況
1	1人1日当たりの家庭系ごみ(g) の排出量(資源ごみ除く)	596	569	550	△ 未達成
2	事業系ごみの排出量(t)	11,357	9,753	10,200	○ 達成
3	集団回収量(拠点回収を含む)(t)	3,163	2,249	3,200	✗ 未達成
4	資源化率(%)	11.80	10.93	13.20	✗ 未達成
	参考数値	基準値 (R1年度)	実績値 (R6年度)	目標値 (R7年度)	達成 状況
1	ごみの総排出量(t)	44,086	38,381	-	-
2	1人1日当たりのごみの排出量(g)	958	898	-	-

*目標値1 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源ごみ除く)は、R2年度の中間見直しにより新設

(2) 前計画における施策の実施状況

前計画において、3つの基本方針に基づき実施した主な取組は次のとおりです。

基本方針1 環境学習の推進

① 情報の提供

○各種媒体による積極的な情報発信

広報つるおかやエコ通信、各コミセン広報誌等への掲載依頼、ホームページ、各種SNS(X、Facebook、LINE、YouTube)子育て支援アプリ「母子モ」などによる情報発信を実施しました。

(表2-8) 各種SNS投稿実績(X・Facebook・LINE等)

年 度	R3	R4	R5	R6
SNSへの投稿回数(件)	42	59	85	59

▼各種SNSへの投稿(R3~)



▲ イラストや画像を用いたわかりやすい情報発信



▲ 危険なごみの混入や分別間違いをリアルタイムで周知



▲ YouTubeショート動画
問合せや間違いが多い分別等について60秒の動画で周知

○市公式LINEでごみ分別検索や収集日通知機能などの提供を開始[R3~]

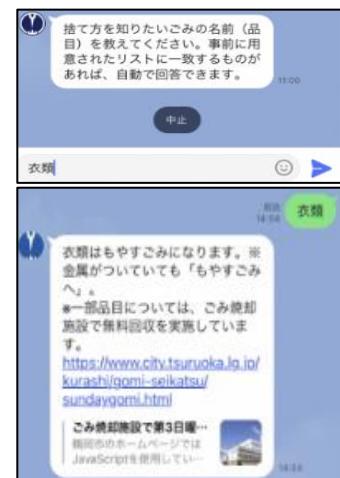
LINE画面の「ごみ分別検索チャットボット」で調べたいごみを入力し、送信ボタンを押すと、自動で分別の種類を回答。利用件数は増加していて、検索内容の分析を行い、随時内容を更新しています。

(表2-9) LINEのごみ分別検索実績(単位:件)

年度	R3	R4	R5	R6
ごみ分別機能の検索回数(件)	7,183	23,875	24,857	33,958



◀市公式LINE友だち追加
はこちらから



▲ LINEでごみの分別方法を検索

○『ごみの分け方・出し方ガイドブック』改訂版を各家庭に配布【R6】

○ごみ収集カレンダーを各家庭に毎年度配布

○外国語版のごみの分け方・出し方を作成【R3・R7】

英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ベトナム語

○やさしい日本語版のごみの分け方・出し方を作成【R7】

難しい言葉や表現を分かりやすい内容に改訂して作成しました。



▲ごみの分け方・出し方(やさしい)
日本語版 : R7 年度発行

② 環境教育・環境学習の推進

○ごみ焼却施設やリサイクルプラザ、一般廃棄物最終処分場での施設見学の受入れを実施

施設見学では映像と職員による説明、設備見学等を実施しました。施設見学は、ごみ減量等の取組促進に有効で、より多くの市民に参加していただくため周知啓発とわかりやすい説明に努めました。

○ごみ分別出前講座を開催

各種団体や町内会等へ出向き、実物を用いてごみ分別に対する疑問や分け方・出し方を解説しました。

(表 2-10) ごみ処理施設見学者とごみ分別出前講座の実績

年度	ごみ焼却施設(人)	リサイクルプラザ(人)	ごみ分別出前講座
R3	1,256	1,050	12回・219人
R4	1,832	1,127	23回・427人
R5	1,845	1,631	39回・762人
R6	1,544	1,761	50回・777人



▲町内会等に出向いてごみ分別の
出前講座を開催

○各種イベントを開催

ごみ処理 3 施設夏休み見学会、夏休み親子リサイクル体験教室、リサイクルプラザ休日見学会、環境フェア つるおか、こども環境かるた大会などを毎年開催しています。



▲ごみ収集車のペーパークラフト

○官学連携によりごみの減量や 3 R 推進について周知できるごみ収集車

のペーパークラフトを作成【R7】

鶴岡中央高等学校よりデザインの考案に協力いただき、楽しみながら作ることができるごみ収集車のペーパークラフトを製作し、環境フェアなどのイベントやごみ処理施設の来館者へ配布しました。



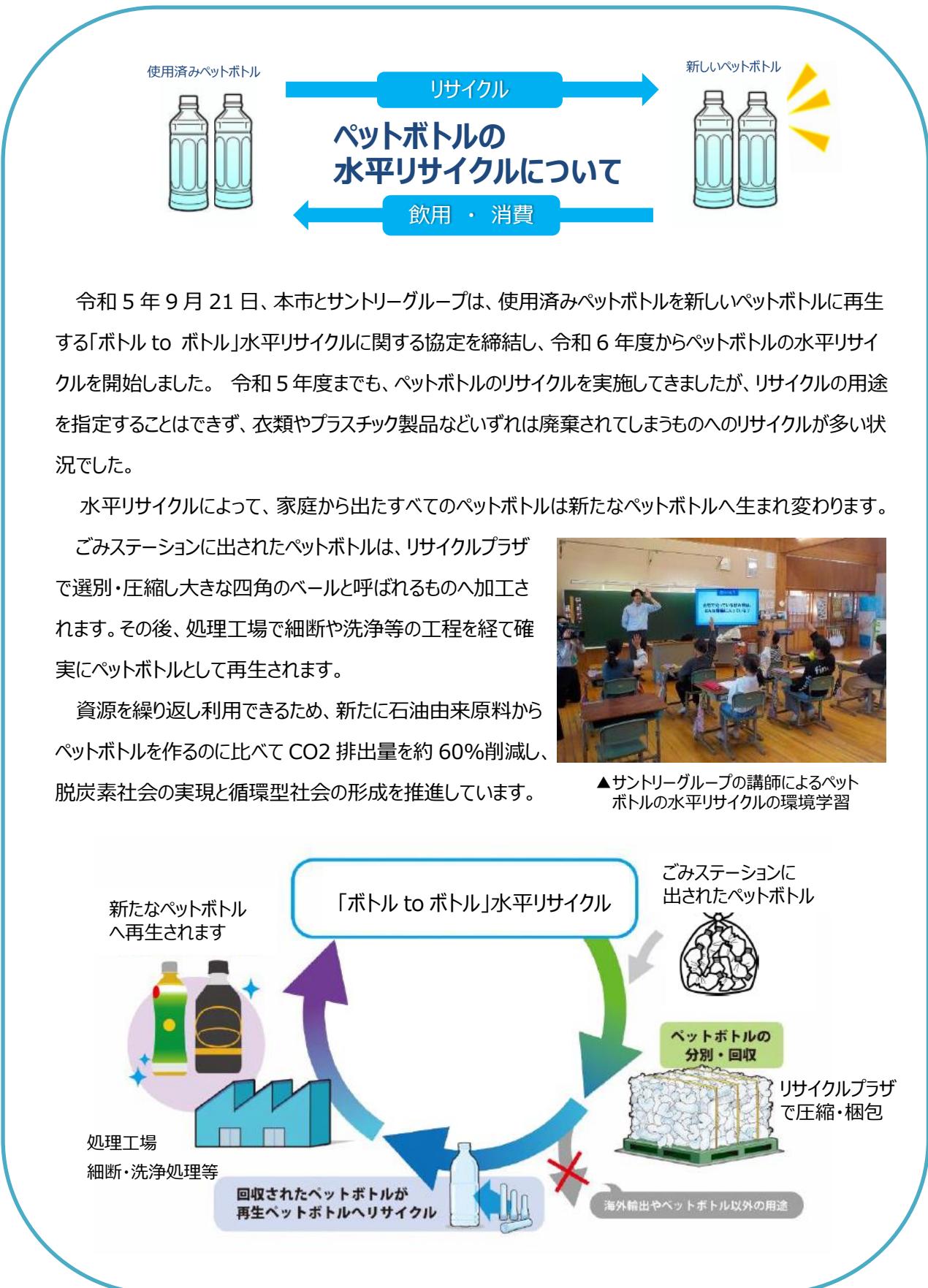
▲加茂水族館での海ごみ展示の様子

○加茂水族館で海ごみに関連した展示や学習会を実施

施設周辺の海から採取した海ごみの展示を行い、来館者へ海洋汚染の現状を伝えています。小中学生を対象とした環境問題について考える海ごみ学習会や一般参加者を募りワークショップも実施しました。

○ペットボトルの水平リサイクルの環境学習を実施【R5～】

ペットボトルを水平リサイクルする「ボトル to ボトル」にサントリーグループと連携して取り組んでおり、その一環として、小学校や図書館で環境学習を実施しました。



基本方針2 ごみの減量と資源化の推進

① 家庭系ごみの減量の推進

○環境フェア「おかでフードドライブ」(※1)を開催【R4～】

各家庭等で食べきれない食品などを引取り、こども食堂(※2)やフードパントリー(※3)を実施する団体へ提供を行いました。



▲提供いただいた食品の贈呈式

※1 フードドライブ

各家庭で消費し切れない未使用食品を持ち寄り、まとめて地域の福祉施設や団体などに寄贈する活動。

※2 こども食堂

子供やその保護者および地域住民に対し、無料または安価で「栄養のある食事や温かな団らん」を提供するための社会活動。

※3 フードパントリー

フードドライブ等で集めた食品を生活困窮者など食料支援を求める人へ直接配布する活動。

(表 2-11) 環境フェアでのフードドライブの実績

年度	寄付個数 (個)	寄付重量 (kg)
R4	333	114.7
R5	464	133.2
R6	372	143.3
R7	194	206.9

○もやすごみのサンプル調査を実施【R4～】

ごみステーションからもやすごみをランダムに採取し、家庭から出るもやすごみの中に減量可能なごみやリサイクル可能な資源物がどの程度混入しているか、今後どの程度ごみの減量・資源化が可能かを調査し、実態を「見える化」し、わかりやすく情報発信することで、家庭ごみの減量に対する意識向上に努めました。

(※P.51 第5章 食品ロス削減推進計画に詳細を掲載)

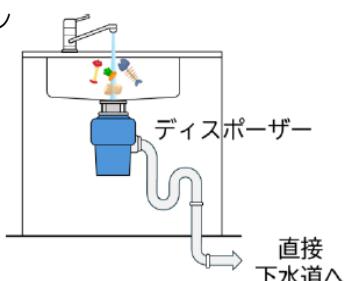
○ごみ減量とリサイクルに関するアンケート調査を実施（対象：無作為抽出した市民・事業所）【R7】

○直接投入型ディスポーザーの設置・使用に係る制度開始【R6.7月～】

市内の公共下水道区域及び集落排水区域内(一部地域を除く)で、一般家庭の直接投入型ディスポーザーの設置・使用を認める制度を開始しました。直接投入型ディスポーザーの導入により、生ごみの削減だけではなく、悪臭の防止や、ごみステーションまで運びやすくなるなど生活利便性の向上にも一定の効果が期待されるとともに、通常は焼却処分される生ごみを下水道に流すことで、肥料や消化ガス発電などの循環型社会に対応した下水道資源の有効利用にもつながっています。

直接投入型ディスポーザーとは？

生ごみを細かく碎いて水と一緒に直接下水道に流す設備で、キッチンのシンク（流し台）の排水口に取り付けて使用します。戸建住宅や小規模な集合住宅等への設置に適しています。



多くの市町村では下水道への影響等を懸念し設置・使用を認めていませんが、本市では令和3～4年度に実施したモニター調査などにより分析を進めた結果、下水道施設にほぼ影響を生じることなく、生活利便性の向上や生ごみの削減に高い効果が得られると判断したため、令和6年7月より設置を認めることとしました。

② 事業系ごみの減量の推進

○飲食店への啓発ポスターの掲示【R4~】

飲食店における食品ロス削減に向け、啓発ポスターの掲示を依頼しました。



○ごみ焼却施設に搬入される処理手数料についてアンケート調査を実施【R6】

対象となる事業所からの回答結果を受けて、搬入手数料の見直しについて検討しました。

○事業系一般廃棄物搬入業者に対する展開検査及び指導を実施

▲食品ロス削減啓発ポスター

ごみ焼却施設において毎月実施し、処理不適物の混入の防止や抑止に努めました。市内 733 店舗に掲示を依頼

③ ごみの資源化の推進

○サントリーグループと協力し、ペットボトルの水平リサイクルを実施【R6~】再掲

令和 6 年度は家庭から出た約 370 t のペットボトルを新しいペットボトルへ再生し、資源化を推進しました。



▲リサイクルプラザ 子ども用品
リユースイベント

○リサイクルプラザで子ども用品リユースイベントを開催【R6~】

リサイクルプラザに粗大ごみとして出された状態の良い子ども用品を市民に無料で提供し、ごみの減量と再使用に努めました。

○公園敷地等から発生した剪定枝等の無償提供を実施

危険樹木や支障木の剪定や伐採で出た剪定枝等を必要とする市民に無償で提供し、資源の有効活用及び焼却されるごみの減量と資源化に努めました。



▲第 4 学区コミュニティセンター
古紙回収棟 (R5.10 月~)

○コミセン等での拠点回収モデル事業(古紙回収)を実施【R5~】

集団資源回収を補完し、古紙類等の排出機会の拡大につなげるためのモデル事業として、第 4 学区コミュニティセンターで古紙回収を実施し、古紙類の再資源化及び市民の利便性の向上に努めました。

■第 4 学区コミュニティセンター回収日時: 9 時~16 時 30 分(※第 3 日曜日を除く)

○拠点回収事業を実施

表 2-12 の市内 4 か所で拠点回収を実施し、資源回収機会の拡大を図りました。

ごみ焼却施設では、古紙類のほかデジタル機器や古着、水銀製品等の回収も実施しています。

(表 2-12) 拠点回収 4 か所

	ごみ焼却施設	櫛引庁舎	朝日庁舎 朝日庁舎南出張所
回収品目	古紙類、デジタル機器、古着、水銀製品等	古紙類	古紙類
回収日時	<ul style="list-style-type: none"> ・平日 8 時 30 分~17 時 ・毎月第 3 日曜日 9 時~11 時 30 分 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月第 1 土曜日 7 時 30 分~8 時 30 分 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月第 1・3 日曜日 ・1 月のみ第 1 日曜日のみ [4~11月] 7 時 30 分~9 時 30 分 [1~3月] 8 時 30 分~10 時 30 分

(表 2-13) 投点回収実績 (単位: t)

※表示単位未満を四捨五入して表示しています。

年 度	鶴 岡				櫛 引	朝 日	全 地 域			
	古紙類	小型家電	古着類	計			古紙類	古紙類	古紙類	計
R3	15	1	11	27	19	35	69	1	11	81
R4	24	3	11	38	19	34	77	3	11	91
R5	23	3	7	33	18	27	68	3	7	78
R6	30	4	10	44	17	24	71	4	10	85

④ 集団資源回収運動の推進

次世代を担う子ども達への環境教育や、リサイクル率の向上のため、町内会や子ども会などの実施団体が行う集団資源回収運動に報奨金を支給し、活動を支援しました。

(表 2-14) 集団資源回収の実施状況

※表示単位未満を四捨五入して表示しています。

	実施団体	実施回数(回)	回収量			報奨金(千円)			合 計
			古紙類(t)	金属類(t)	空きびん等(本)	実施団体	回収業者	合 計	
R3	384	2,416	2,589	21	35,959	11,783	10,436	22,219	
R4	377	2,408	2,522	20	31,239	11,606	10,280	21,886	
R5	374	2,347	2,278	17	29,101	10,358	9,176	19,534	
R6	375	2,394	2,127	18	25,550	7,942	10,303	18,245	

基本方針 3 適正かつ安定的、効果的なごみ処理の推進

① 適正な収集・運搬等の推進

○分別間違いのごみの留め置き対応を実施

分別間違いのごみに黄色い「再確認シール」を貼り留め置き対応を行いました。(令和 6 年度 : 43,531 件)

○ごみステーションの適正な維持管理の促進（令和 7 年 4 月 1 日現在 : 2,527 箇所）

パトロールや住民自治総合交付金の交付、啓発パネル・防鳥ネットの配布等を実施しました。

(表 2-15) 地域及び種別毎のごみステーション設置数

地 区	併用	可燃 専用	不燃 専用	合 計
鶴岡地域	1,754	155	8	1,917
藤島地域	126	0	0	126
羽黒地域	118	0	0	118
櫛引地域	115	0	0	115
朝日地域	95	0	0	95
温海地域	138	13	5	156
合 計	2,346	168	13	2,527



▲防鳥ネットを設置したごみステーション



▲パネルを使った啓発

○ごみステーションでの早朝立哨指導の実施

ごみの排出時間に、町内会の役員や環境保全推進員と一緒に分別指導を実施しました。

○高齢者等ごみ出し支援事業補助金の交付【R5～】

令和5年度に高齢者や障害者等のごみ出し困難世帯のごみ出しを支援するため、支援体制の構築やごみステーションの改修等を対象とした補助金を交付する制度を創設し、支援を行いました。

(表 2-16) 高齢者等ごみ出し支援事業補助金交付実績(単位：件)

	補助対象経費	補助金額	R5	R6
①	ごみ出し困難世帯を支援する体制の構築に要する経費(例：会議費・周知費用等)	5千円(初年度のみ)	2	0
②	ごみ出し支援事業の環境整備のため、箱型ごみステーション等を新設又は改修に要する経費	最大5万円	2	4
合 計			4	4

○スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライターの分別変更【R7.1月～】

収集運搬及び中間処理中の発火事故防止のため、スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライターの分別を「金属・その他」から「蛍光管・乾電池等」へ変更し、収集運搬方法を収集車から平積みのトラックに変更しました。

分別を変更した令和7年1月以降、リサイクルプラザの処理工程においてスプレー缶等が主な原因で発生すると推測されているホッパー内での火災が1件へ減り、安定した処理が行われています。



▲リサイクルプラザ受入ホッパー内の発火事故



▲ごみ収集車の発火事故



▲事故現場から発見されたスプレー缶やライター等 発火の原因と推定される

(表 2-17) ごみ処理中の発火事故件数（令和8年1月末時点）

年 度	ごみ収集車	リサイクルプラザ		合計
		ホッパー内 主な原因： スプレー缶、 ガスボンベ等	処理ライン内 主な原因： バッテリー類	
R 3	2	21	44	67
R 4	0	29	53	82
R 5	1	28	46	75
R6年4月～12月	0	38	44	82
R7年1月～R8年1月	0	1	64	65

分別変更
R7.1月

発火事故防止のため、 令和7年1月からスプレー缶等の 分別方法を変更します

金属・その他(青色のごみ袋) 蛍光管・乾電池等(月1回収集)



スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライター等は…
①月1回の蛍光管・乾電池等の収集日に、
②中身がわかる透明な袋に入れてごみステーションへ。
※これまでどおり、中身は必ず使い切る。
(穴を開ける必要はありません)

【参考】蛍光管・乾電池等はこれまでどおり収集
●蛍光管
■電子機器の購入時の袋に入れて下さい。
(ケースがない場合や壊れたものは別個に袋に入れて下さい。)
●電池類(バッテリー・バッテリーパック・充電式電子タバコ・電動工具・スマートフォン・モバイルバッテリー等)は透明な袋に入れて下さい。
(スプレー缶等とは別の袋へ)

【参考】スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライター等は…
ごみステーションには出せません

【参考】蛍光管・乾電池等はこれまでどおり収集
●蛍光管
■電子機器の購入時の袋に入れて下さい。
(ケースがない場合や壊れたものは別個に袋に入れて下さい。)
●電池類(バッテリー・バッテリーパック・充電式電子タバコ・電動工具・スマートフォン・モバイルバッテリー等)は透明な袋に入れて下さい。
(スプレー缶等とは別の袋へ)

▲スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライターの周知チラシ(R7.1月～)

○リチウムイオン電池等への対応を検討【R7】

バッテリー類が原因と推測される処理ライン内の発火事故は、毎年約50件発生しています。全国各地でも、リチウムイオン電池を使った製品やモバイルバッテリーからの相次ぐ発火事故を受けて、分別変更へ向けた検討を実施しました。

令和8年4月より、30cm以下の電池類内蔵製品(電池等を取り外すことが難しいもの)は「金属・その他」から「蛍光管・乾電池等」へ分別を変更し、平積みのトラックにて収集運搬を予定しています。実施に向けて、各種媒体にて市民周知を実施しました。

○指定ごみ袋の色の変更による適正排出の推進[R7~]

- ① もやすごみ 茶色 ⇒ 乳白色 指定ごみ袋の色変更チラシ(R7~)▶
② 金属・その他 青色 ⇒ 透明

袋の中身を確認しやすくすることで、危険物や処理できないごみの混入を防ぎ、収集運搬及び処理作業中の安全性向上のために色の変更を実施しました。



○環境保全推進員との連携

生活環境の保全を目的として、町内会等住民組織の推薦により390名（令和7年4月1日現在）の環境保全推進員を委嘱しています。毎年7月に研修会を実施し、ごみの適正分別の指導やごみステーションの清潔保持、集団資源回収の推進、市の清掃活動やPR活動への協力等で、ごみの減量・再資源化を推進する活動を実施しました。

② 適正な処理・処分の機能確保及びエネルギー回収の推進

②-1 ごみ焼却施設

○新ごみ焼却施設の稼働開始【R3.4月～】

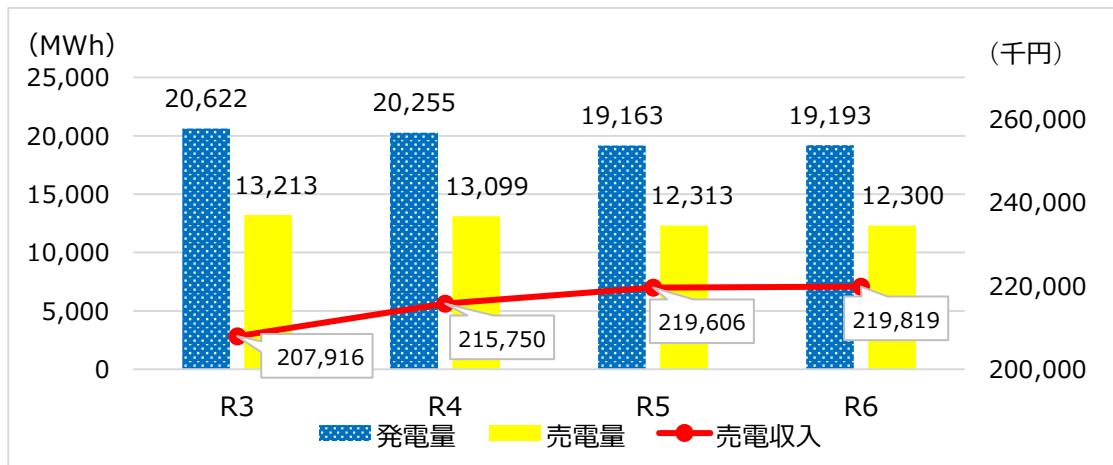
○ごみ発電による電力の地産地消[R3~]再掲

令和3年4月1日より稼働開始したごみ焼却施設で、焼却処理する際に発生する熱を利用して発電し、約3分の1にあたる電力をごみ焼却施設や屎処理施設の設備などの電力として場内利用しています。残りの約3分の2にあたる電力は市内の小学校21校・中学校9校 計30校 及び廃棄物処理施設3施設へ電力を供給し、余剰電力を売電しています。また、場内利用した電力が持つ環境価値を抜き出し、グリーン電力証書として販売し財源の確保に努めました。



(図 2-7) ごみ焼却施設の発電量・売電量・売電収入の推移

※四捨五入して表示しています。



②-2 リサイクルプラザ

○整備方針検討業務委託事業[R7]

稼働開始から 20 年が経過し、主要設備の老朽化が進むリサイクルプラザの整備方針の策定に向けて、専門業者へ調査・分析を委託し、現状と課題についてあらゆる観点から検討を重ねました。「新設」と「基幹改良」でどちらの整備方針が望ましいかを判定するための材料や、メリット・デメリットについて各種データを整備しました。

②-3 最終処分場

○最終処分場（大荒）の供用開始【R3.10月～】

○最終処分場付帯施設「環境センター」の開所【R5.4月～】

所在地：鶴岡市西目字京田前 135 番 1

一般廃棄物処理施設の水処理や最終処分場の埋め立て状況を確認できる設備等を設置し、最終処分場の機能をバックアップし補完する施設として建設しました。



▲最終処分場付帯施設「環境センター」

③ 処理困難物等の適正処理

各種媒体での情報発信や、施設見学・出前講座等での周知・啓発を実施しました。

④ 廃棄物対策事業コストの低減

ごみ収集・処理に要する経費は、人件費・燃料費等の高騰を受けて増加する中、自主財源の確保に努めました。

○資源物の売扱い

リサイクルプラザで中間処理された鉄やアルミなどの金属類、ペットボトル、デジタル機器、古紙類などの売扱いを実施しています。

○ごみ焼却施設の余剰電力の売電、グリーン電力証書の販売【再掲】

○各種製作物への有料広告の掲載

「ごみ収集カレンダー」への有料広告を掲載しました。【R3～】

「ごみの分け方・出し方ガイドブック」について、広告収入を利用して発行しました。【R6】

「指定ごみ袋（もやすごみ・大サイズ）」への有料広告を掲載しました。【R7～】

⑤ 不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進

○不法投棄の防止

看板やのぼり旗、ロープ等の設置及びチラシの配布を行い不法投棄の防止を図りました。

庄内地区不法投棄防止対策協議会と連携し、原状回復作業を実施しました。

(表 2-18) 不法投棄発見件数の推移

年度	R3	R4	R5	R6
件数	88	75	86	86
投棄箇所	公有地	66	62	67
	民有地	22	13	19
				14



▲不法投棄の現場

○クリーン作戦への支援

市民や団体等が自主的に清掃活動を実施する際に、ごみ袋の提供と回収したごみの処分を行い、活動を支援しました。※参加人数等の詳細は P.39 4.計画の目標値 (5)クリーン作戦への参加率 参照

○一斉清掃活動への支援

町内会等の協力により、毎年4月に市一斉清掃を、毎年7月に河川一斉清掃を実施しています。

(表2-19) 市民一斉清掃の参加人数・回収量の推移

	R 3	R 4	R 5	R 6
参加人数(人)	7,428	7,586	7,098	7,186
回収量(t)	10.7	13.2	8.6	8.9

- 道路上などの小動物の死骸を回収(年間約600件)

- 公衆便所の清掃管理と建物を保全

⑥ 海岸漂着ごみ対策の推進

山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して、陸域部も含めたクリーン作戦、市民一斉清掃などの海岸漂着ごみ対策を実施しました。



○鶴岡ごみゼロ大作戦の実施【R4～】

5月30日(ごみゼロの日)に、「鶴岡ごみゼロ大作戦」と称して海岸のクリーン作戦を実施し、市内の小学校やつるおかSDGs推進パートナーの企業・団体等の参加で海岸の清掃を実施しました。

⑦ 安定的な廃棄物処理体制の確保

○災害により発生した廃棄物の適正処理

鶴岡市災害廃棄物処理計画(H30策定)に基づき、令和元年6月に発生した山形県沖地震、令和2年7月の大震災、令和4年12月に発生した西目地内土砂災害及び令和6年7月の大震災により発生した災害ごみを処理しました。

(表2-20) 災害廃棄物の処理数量(単位:t) ※前計画改定後の災害について記載

	コンクリートがら	木くず	処理困難物	可燃ごみ	可燃粗大ごみ	不燃ごみ	金属くず	合計
R4.12.31 西目地内土砂災害	1,000.34	214.38	364.17	43.56	8.71		91.00	1,722.16
R6.7.25 大雨災害				19.82	9.08	4.25	1.29	34.44

○火災ごみの処理手数料の免除制度を創設【R4.10月～】

火災により発生したごみで、市の処理施設で処理可能なものについて、処理手数料を免除しました。

○感染症流行時でもごみ収集を継続できるよう委託形式を見直し【R3～】

○災害時のし尿の汲み取りや避難所への仮設トイレの供給を支援事項とする災害協定を締結【R6～】

○平時からの備え

山形県主催の仮置き場設置訓練に参加するなど、災害廃棄物処理能力の向上に努めました。



▲令和6年7月の大震災で発生した災害ごみ



▲仮置き場設置訓練の様子

(3) 計画目標値の達成状況

目標値 1

1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源ごみを除く)

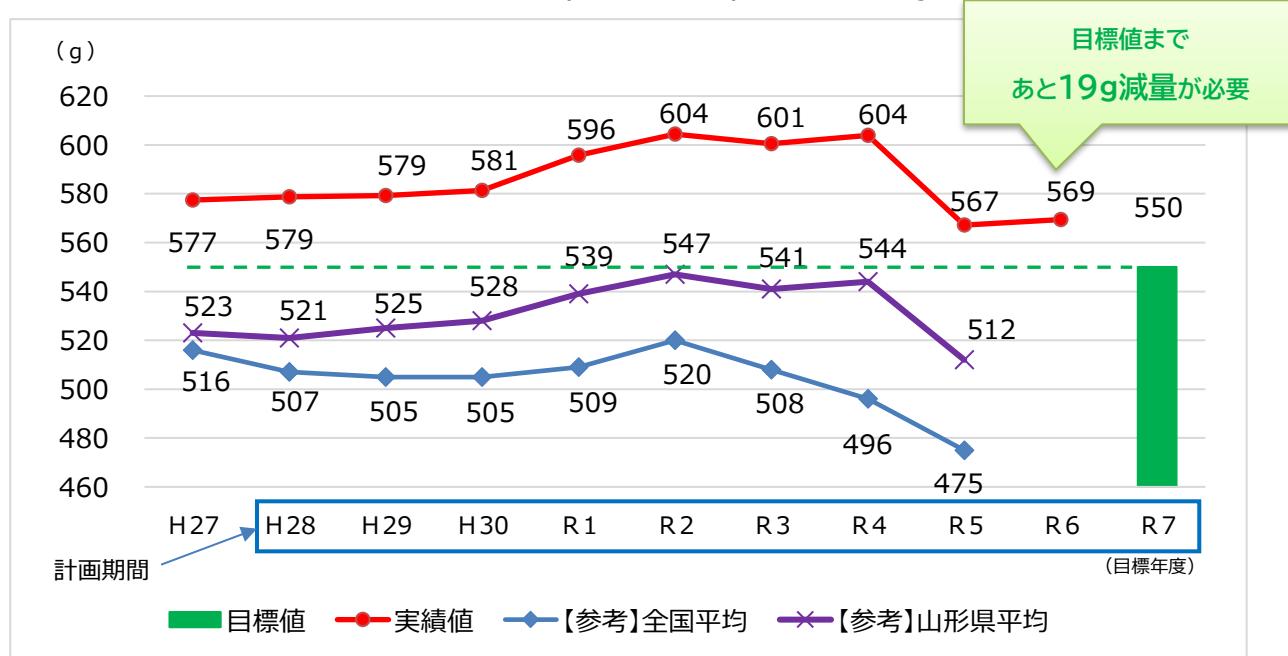
算出方法

$$(家庭系ごみの排出量 - 資源ごみ量) \div \text{当該年度人口} \div \text{年度日数} \times 1,000,000$$

家庭系ごみの排出量は、1人1日当たりでは依然として全国平均・県平均より高い状態が続いている。令和5年度には前年度比で-37gと大きく減少しましたが、これは他市でも見られる傾向で、近年の物価高騰による消費者の節約志向の高まりや、新型コロナウイルスの5類移行に伴う在宅時間の減少などが影響したと推測されます。令和6年度は減少した状態で、ほぼ横ばいに推移しています。この10年間のライフスタイルの変化については、ペーパーレス化の進展やいわゆる「サブスク」の普及などはごみの減少要因になっていると思われますが、単身世帯の増加などは各世帯で一定の固定的なごみが発生するため、人口減少に比較してごみの排出量は減り幅が小さく、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量が減少しない要因になっていると推測されます。

前計画では、令和7年度における排出量の目標値を550gとしていますが、令和6年度実績と比較して目標達成には、あと19gの減量が必要です。

(図2-8) 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源ごみを除く)の推移 (単位: g)

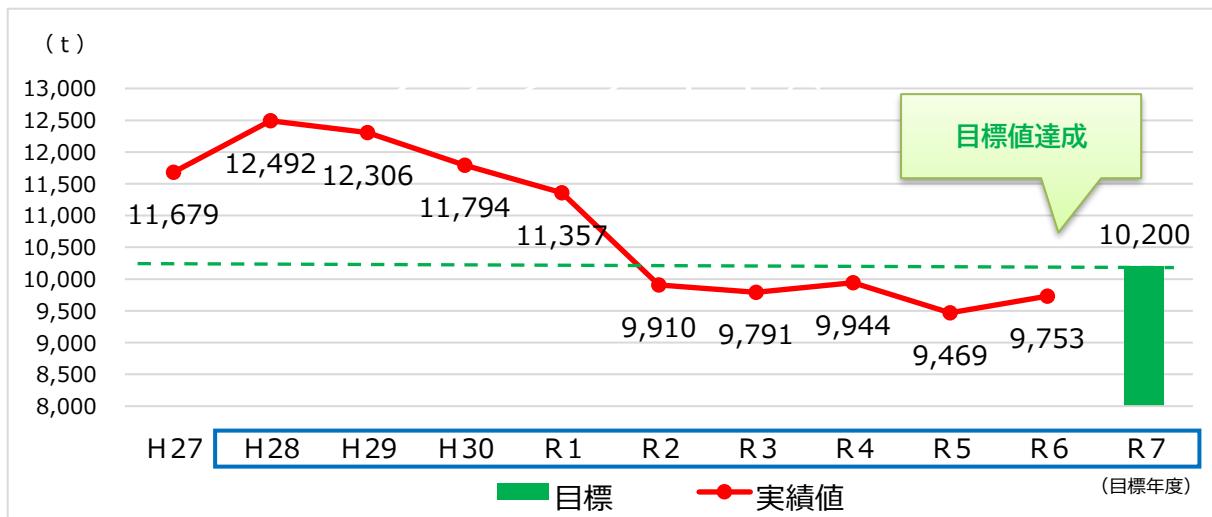


目標値 2**事業系ごみの排出量**

事業系ごみの排出量は、一般的に経済状況等の外的な要因に左右されます。平成 28 年度以降減少傾向が続いていましたが、特に令和 2 年度から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業活動の変化に伴い、事業系ごみは大きく減少しました。令和 6 年度の実績は 9,753 t と平成 27 年度比で約 16% 減少しています。

前計画では、令和 7 年度における排出量の目標値を 10,200 t と設定しているため、現時点で達成している状況です。

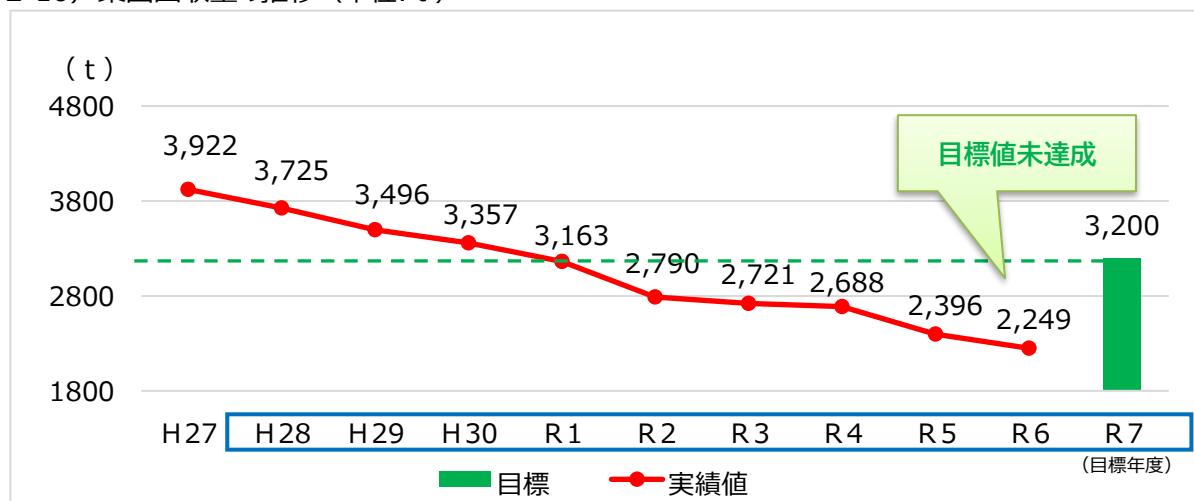
(図 2-9) 事業系ごみの排出量の推移 (単位: t)

**目標値 3****集団回収量**

集団回収量（拠点回収量を含む）は、年々減少傾向にあり、令和 6 年度の実績は 2,249 t でした。人口減少や少子化、ペーパーレス化の進展などによる古紙類の減少や店頭回収等のリサイクルルートの多様化が影響していると考えられます。

前計画では、令和 7 年度における集団回収量の目標値を 3,200 t としていますが、未達成の状況にあります。

(図 2-10) 集団回収量の推移 (単位: t)



目標値4 資源化率

算出方法

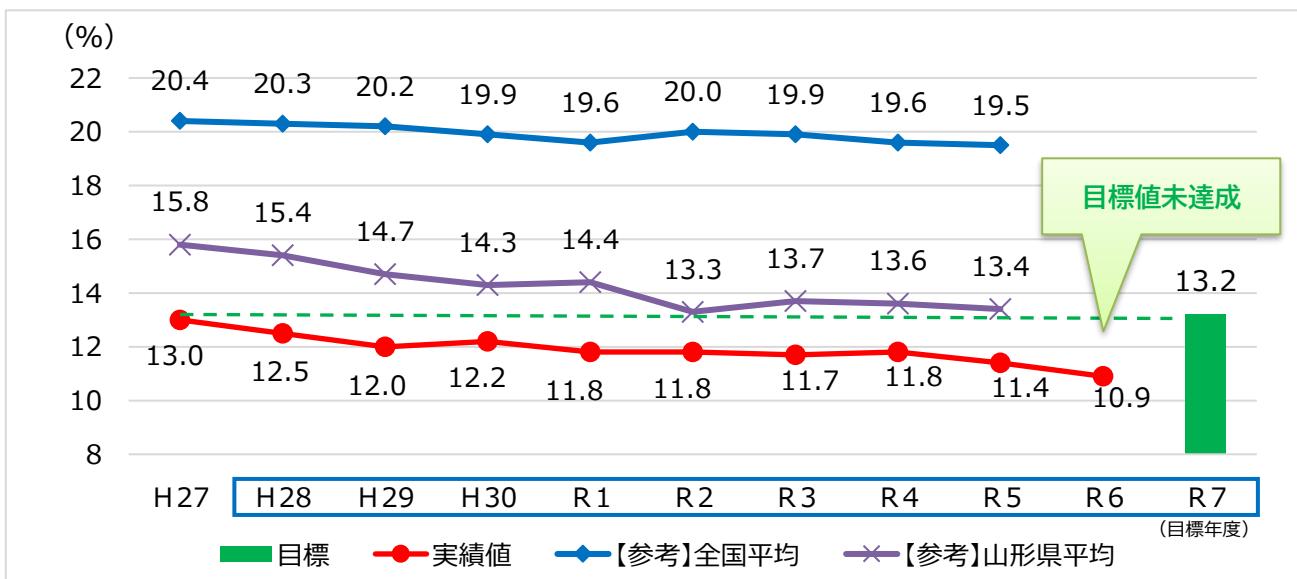
(リサイクルプラザにおける資源化量 + 集団回収量(拠点回収量を含む)) ÷ ごみの総排出量 × 100

資源化率は減少傾向が続いており、全国平均、山形県平均の数値と共に下回っています。

この指標は、ごみの排出量や資源ごみの量、集団回収量の数値に大きく左右されるものであり、たとえば、可燃ごみの量が減少すれば相対的に資源化率は増加し、資源ごみの量が減少すれば資源化率は減少します。本市においては、1人1日当たりのごみの排出量の減少が進んでいないこと、容器の軽量化等による資源ごみの重量の減少、集団回収量の減少、店頭回収等のリサイクルルートの多様化などにより、資源化率が減少しているものと考えられます。

前計画では、令和7年度の資源化率の目標値を13.2%としていますが、令和6年度の実績は10.9%で未達成の状況にあります。

(図2-11) 資源化率の推移 (単位:%)

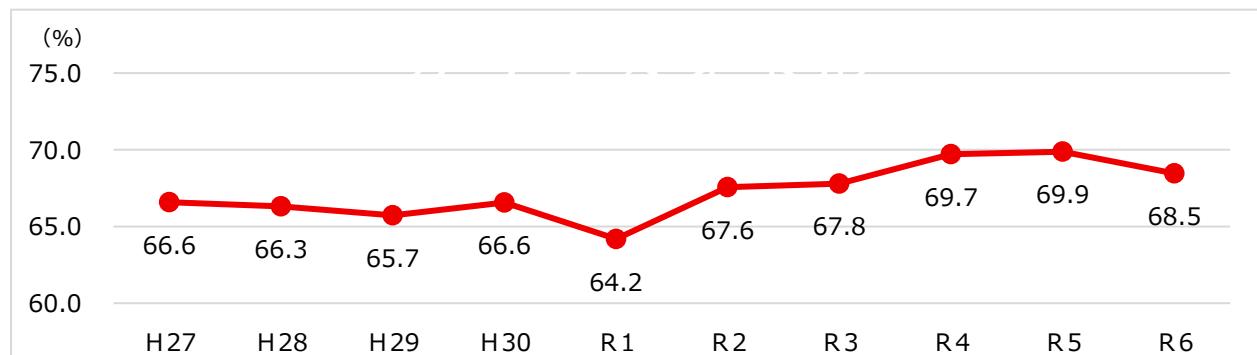


参考指標【リサイクルプラザの施設資源化率】

算出方法

リサイクルプラザにおける資源化量 ÷ リサイクルプラザに搬入された不燃ごみ × 100

(図2-12) リサイクルプラザの施設資源化率の推移 (単位:%)



3 ごみ処理の課題

(1) 家庭系ごみのさらなる減量・リサイクルの推進

本市の1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源ごみを除く)は、全国平均・県平均よりも高い状態で推移しており、さらなるごみの減量・リサイクルの推進が必要とされています。令和6年11月に実施したもやすごみのサンプル調査において、家庭から出るもやすごみのうち、古紙類の発生量は約10%、プラスチック製容器包装類は6.6%、食品ロスは約10%を占めている結果となりました。資源化や減量化が可能なものが約3割を占めていたことから、正しい分別や食品ロスの削減、資源回収の機会・場所の拡充が必要です。



▲サンプル調査の様子

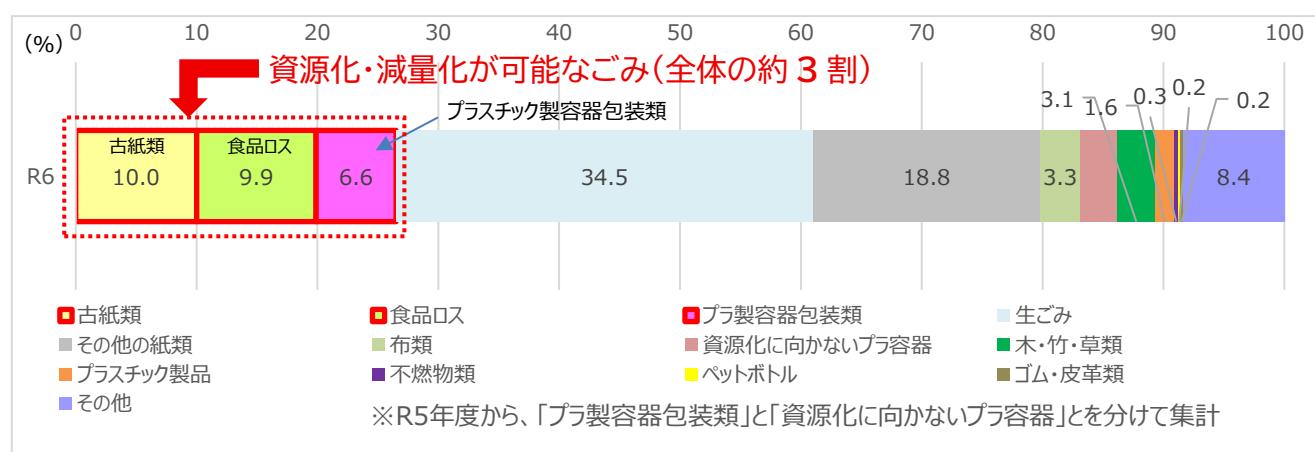


▲もやすごみに含まれていた古紙類



▲もやすごみに含まれていたプラ製容器包装類

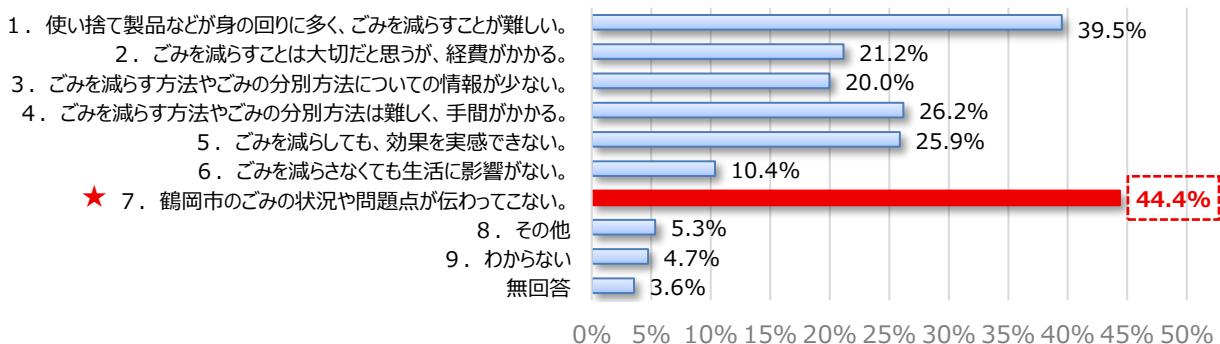
(図2-13) 令和6年度サンプル調査の組成結果



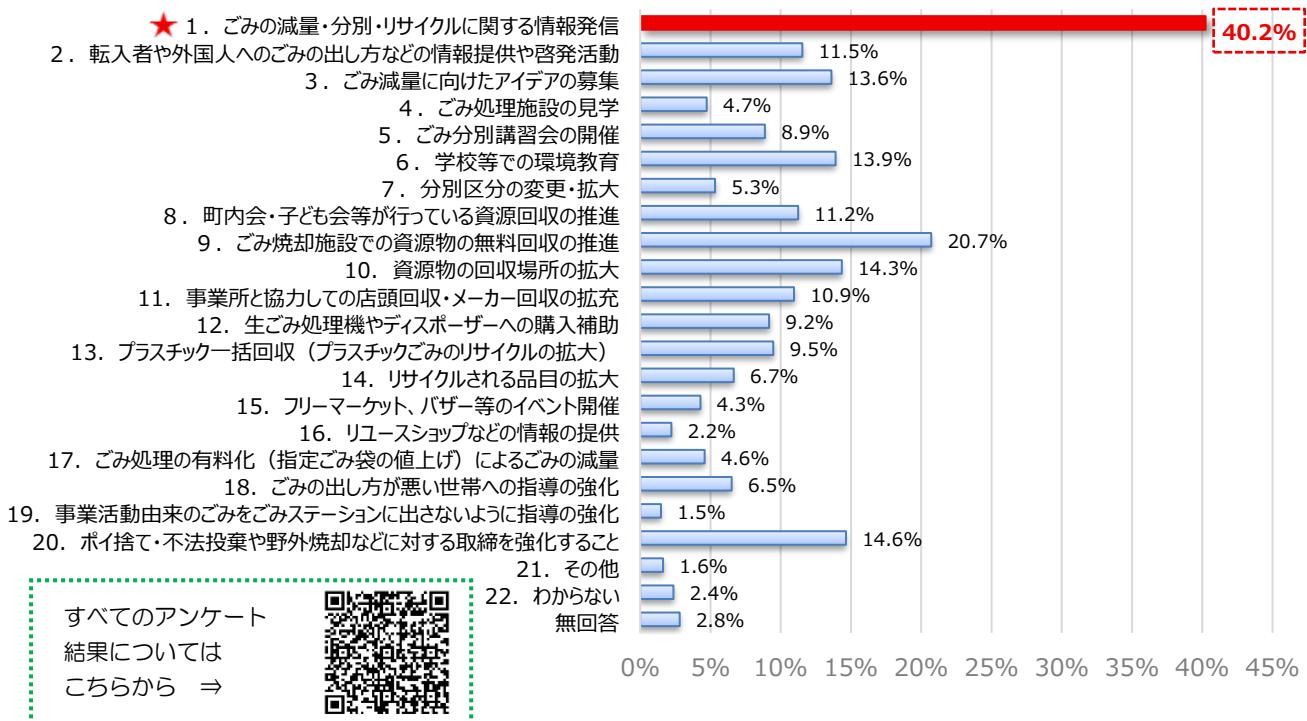
(2) 情報発信の強化

令和7年6月に実施した「ごみの減量・リサイクルに関するアンケート調査」によると、ごみの減量・リサイクルが思うように進まない理由について、問9では回答者の約45%が「ごみの状況や問題点が伝わってこない」と回答し、問10では回答者の約40%がごみの減量・分別・リサイクルに関する情報発信が重要と回答しました。

問9 現在、鶴岡市の「1人1日当たりの家庭ごみの排出量」は全国平均よりも高い水準が続いている
鶴岡市のごみの減量・リサイクルが思うように進まない理由について、どのように思いますか



問10 ごみの減量のため、市はどのような取組を重点的に進めていくのが望ましいと思いますか



すべてのアンケート

結果については
こちらから ⇒

市民一人ひとりがより「自分ごと」としてごみ減量に取り組んでいけるように、リサイクルの成果や効果の「見える化」及びイラストや写真、動画などで視覚に訴えるとともに、外国人や高齢者、転入者など、本市の分別が難しいと感じている方たちへのわかりやすい情報発信により、ごみの発生抑制を推進することが必要です。

(3) プラスチックの資源循環の推進

焼却に伴い、二酸化炭素の発生源となるとともに海洋等への流出に伴う生態系への影響が懸念されているプラスチック類の資源循環を促進するため、令和4年にプラスチック資源循環促進法が施行されたことを踏まえ、プラスチックごみの発生抑制や、もやすごみに含まれるプラスチック製品の資源化を推進する必要があります。

本市は、プラスチック製容器包装類とペットボトルを分別収集して資源化しています。ストローなどの一部のワンウェイプラスチック（※1）や洗面器、歯ブラシなどのプラスチック製品についてはごみ焼却施設で焼却し発電を行うサーマルリサイクルを行っています。

プラスチックごみの一括回収（※2）や、指定ごみ袋へのバイオマスプラスチック（※3）の導入については、リサイクルプラザの整備方針の検討と並行して調査・検討する必要があります。

※1 ワンウェイプラスチック

一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定される使い捨てのプラスチック製品で、食品トレイ、レジ袋、ペットボトル、ストロー、スプーン、フォーク、飲料カップ等が該当します。

※2 プラスチックごみの一括回収

プラスチック製容器包装類（本市では桃色のごみ袋で回収）とプラスチック製品（本市ではもやすごみ袋で回収）を「プラスチック資源」として一括して回収しリサイクルする仕組みです。詳細は、P.45 プラスチックごみの一括回収 参照

※3 バイオマスプラスチック

植物などを原料として製造されるプラスチックで、焼却時に発生するCO₂を軽減できます。

(4) ごみのさらなる適正排出

分別間違いがあった場合、排出された袋に黄色の「再確認シール」を張り、ごみステーションへ留め置き、再分別をお願いしています。令和6年度の留め置き対応は43,531件で、内訳としては「プラスチック製容器包装類」が24,003件で全体の約55%を占めています。容器包装類ではないものが混入していたり、汚れのあるものが混入するケースが非常に多い現状です。続いて、「金属・その他」は6,566件で全体の約15%を占めています。

令和7年1月より分別変更した、スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ライター等の適正排出については、周知・啓発を図っていますが、分別間違いによる「金属・その他」への混入がまだ見られるため、周知徹底が必要です。

(表2-21) 分別間違いによる留め置きの件数及び構成比の割合

	もやすごみ	プラスチック製容器包装類	ペットボトル	びん・缶	金属・その他	合計
R6年度(件)	3,246	24,003	4,054	5,662	6,566	43,531
構成比(%)	7.5	55.1	9.3	13.0	15.1	100

(5) 地域の環境美化・保全の推進

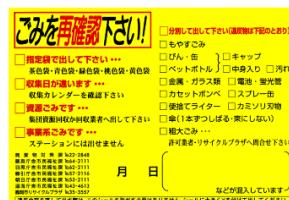
快適な生活環境と豊かな自然環境を維持・保全するため、不法投棄の防止を図るとともに、クリーン作戦等による環境美化・保全運動を推進し、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。

(6) 海岸漂着ごみ対策の推進

海岸漂着ごみの約8割は陸域部からのごみと言われており、多くがプラスチックごみであることから、プラスチックごみの削減、ごみステーションの適正管理によるごみの散乱・流出の防止、クリーン作戦等による環境美化・保全運動を推進する必要があります。

(7) 災害廃棄物処理体制の強化

近年多発する自然災害の発生に備え、平時から災害廃棄物処理訓練等に参加するなど災害廃棄物処理体制の強化に努める必要があります。



▲分別間違いの再確認シール

第3章 基本計画の目標

1 基本目標

廃棄物を取り巻く環境の変化に対応し、さらなるごみの減量化・資源化を進めるとともに、市民・事業者・行政の多様な主体が互いに連携・協働してごみの減量化や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の実現をめざします。

前計画から引き続き、以下の基本目標を掲げ、各種施策を推進していきます。

一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会
～みんなで進める3R～

2 基本方針

環境にやさしい循環型社会をみんなでつくるため、次の4つを基本方針とし、SDGsの理念を普及し、脱炭素社会の構築など、地球環境の保全に貢献することをめざします。

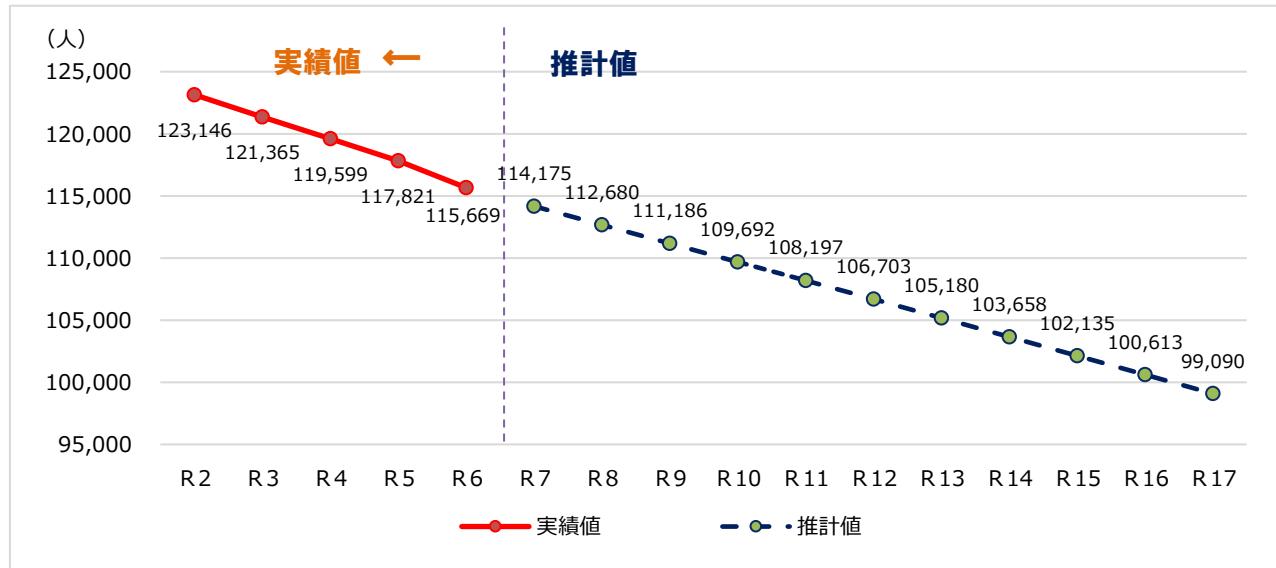
	基本方針	取組内容
1	ごみ減量・資源化（3R）の推進	ごみの減量と資源化に重点を置いた3Rの取組である、発生抑制及び適正分別と資源化の徹底を推進します。また、プラスチックの削減と資源循環に取り組みます。循環型社会の形成に向けて積極的に取り組むライフスタイルやビジネススタイルの定着をめざします。
2	環境負荷の少ない、適正かつ安定的なごみ処理の推進	ごみの収集運搬、中間処理、最終処分の過程で、常に安定的な運営に努めるとともに、環境負荷の低減とエネルギーの効率的な回収を推進します。
3	環境美化の推進	関係団体と連携し、不法投棄やポイ捨てはしない、させない、許さない地域づくりを推進するとともに、「裸足で歩ける庄内海岸」をめざして海岸漂着ごみ対策を推進し、市民の環境美化意識の醸成に努めます。
4	災害廃棄物処理体制の強化	災害発生時に廃棄物の適正な処理が実施できるように、平時から訓練へ積極的に参加したり、協定を締結している関係団体との連携を図り、安定的な廃棄物処理体制を強化していきます。

3 人口・ごみ排出量の推計

(1) 人口の推計

本市の将来人口は、令和17年度には99,090人へ減少すると推計されます。なお、推計にあたっては「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口」を用い、予測の中間年は直線補完しました。

(図3-1) 人口の推移予測（単位：人）



出典：国立社会保障・人口問題研究所

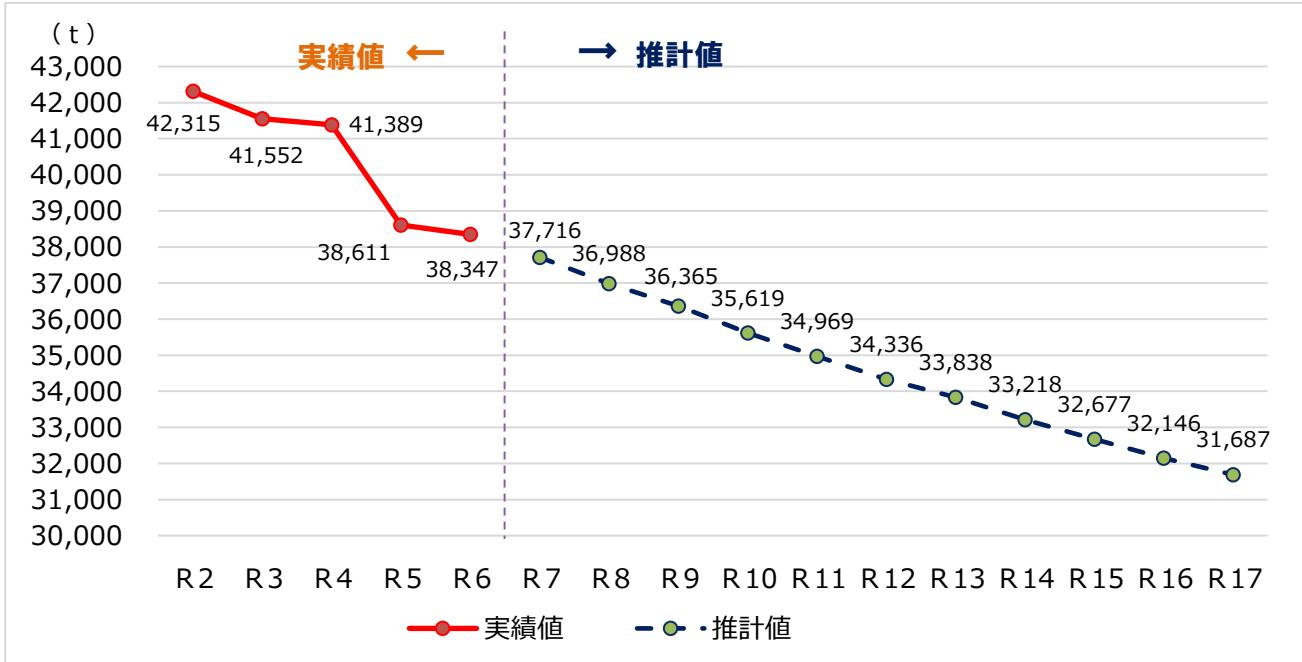
(2) ごみ排出量等の推計

ごみの総排出量は、令和17年度には31,687tへ減少すると推計されます。なお、推計にあたっては、過去の排出量実績から近似曲線を用いて算出しました。

(表3-1) ごみの総排出量の推移予測

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
ごみの総排出量(t)	37,716	36,988	36,365	35,619	34,969	34,336	33,838	33,218	32,677	32,146	31,687
家庭系ごみ(t)	25,989	25,447	24,999	24,434	23,953	23,484	23,138	22,674	22,280	21,893	21,570
事業系ごみ(t)	9,563	9,495	9,427	9,359	9,290	9,222	9,154	9,086	9,018	8,949	8,881
資源回収量(t)	2,163	2,046	1,939	1,827	1,726	1,630	1,546	1,458	1,380	1,304	1,236
1人1日当たりのごみ排出量(g)	905	899	894	890	885	882	879	878	877	875	874

(図3-2) ごみの総排出量の推移予測 (単位: t)



4 計画の目標値

本市における廃棄物の実態や市民・事業者の取組状況を把握できるような新たな指標を追加し、以下のとおり目標値を設定します。4つの基本方針ごとに推進する施策の進捗状況を計るための指標として、今後実績値と照らし合わせながら施策を進めています。目標値としている項目についても、参考指標として引き続き実績を把握します。

(表3-2) 目標値

	目標	実績値 (R6年度)	目標値 (R17年度)	令和6年度比較
1	1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量(資源ごみ除く) (g)	569	520	-49 g
2	1人1日当たりの可燃ごみ 排出量(事業系含む) (g)	778	745	-33 g
3	事業系ごみの排出量 (t)	9,753	8,200	-1,553t
4	最終処分率 (%)	11.7	11.0	-0.7%
5	クリーン作戦への参加率 (%)	12.4	15.0	+2.6% (約300人増)

目標値 1

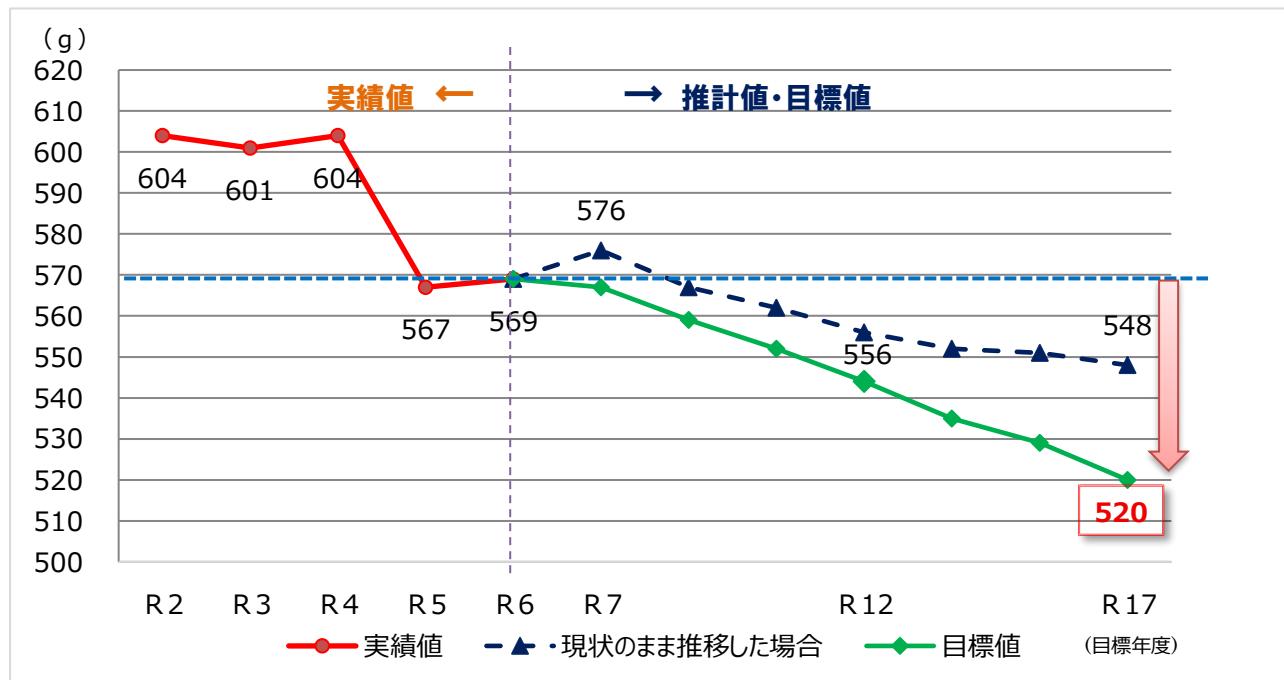
1人1日当たりの家庭系ごみの排出量(資源ごみを除く)

前計画に引き続き、焼却または埋立処分されるごみの量の変化を実質的にとらえることができるよう、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）を目標値として設定します。人口減少とともに、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量も少しずつ減少していくことが推測されますが、一人ひとりのごみ減量に対する意識向上につながる啓発を継続していくことにより、もやすごみに混入する、資源化可能な古紙類やプラスチック製容器包装類の適正分別を推進していきます。また、食品ロスの削減も推進し、家庭系ごみの減量を推進します。

目標値：令和17年度までに 520g に減量（令和6年度比：-49g）

令和6年度の実績値と比較して、令和17年度までに49gの削減が必要となります。これは生卵1個の重さに相当し、1ヶ月に換算すると約1.5kg、1年に換算すると約18kgの削減となり日々のちょっとした心がけを継続することが家庭系ごみの削減につながっていきます。

(図3-3) 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量　目標値と排出量予測（単位：g）



**1人1日当たり
49gの削減**
(生卵1個相当)



**1人1ヶ月当たり
約1.5kgの削減**
(米10合分相当)



**1人1年当たり
約18kgの削減**
(18ℓポリタンクの水相当)



目標値 2**1人1日当たりの可燃ごみ排出量（事業系ごみを含む）****算出方法**

(可燃ごみの排出量※1 + 事業系ごみの排出量) ÷ 当該年度人口 ÷ 年度日数 × 1,000,000

※1 可燃ごみの排出量

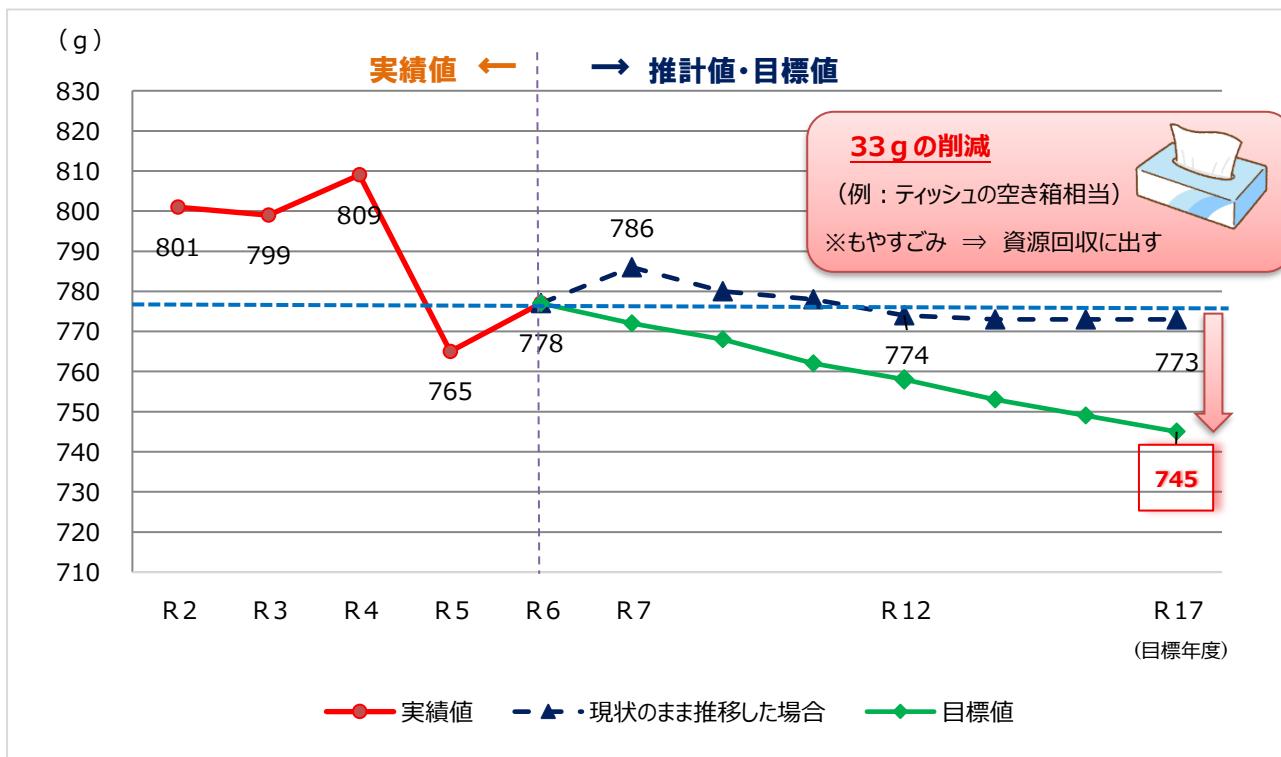
ごみステーションに出されたもやすごみと市民が自らごみ焼却施設へ持ち込みした布団等の可燃ごみの総量

ごみ焼却施設へ搬入された家庭から出るもやすごみ及び事業系ごみの排出量を1人1日当たりに換算した指標で、家庭系・事業系ごみの量の変化を包括的にとらえることができます。家庭及び事業所から出るごみの正しい分別と排出を周知徹底し、焼却されるごみと温室効果ガスの排出量を減らしていくための施策に取り組みます。

目標値：令和17年度までに745gに減量（令和6年度比：-33g）

令和6年度の実績値778gと比較して、令和17年度までに33gの削減が必要となります。これはティッシュの空き箱1つの重さに相当します。

(図3-4) 1人1日当たりの可燃ごみの排出量 目標値と排出量予測(単位:g)



目標値③

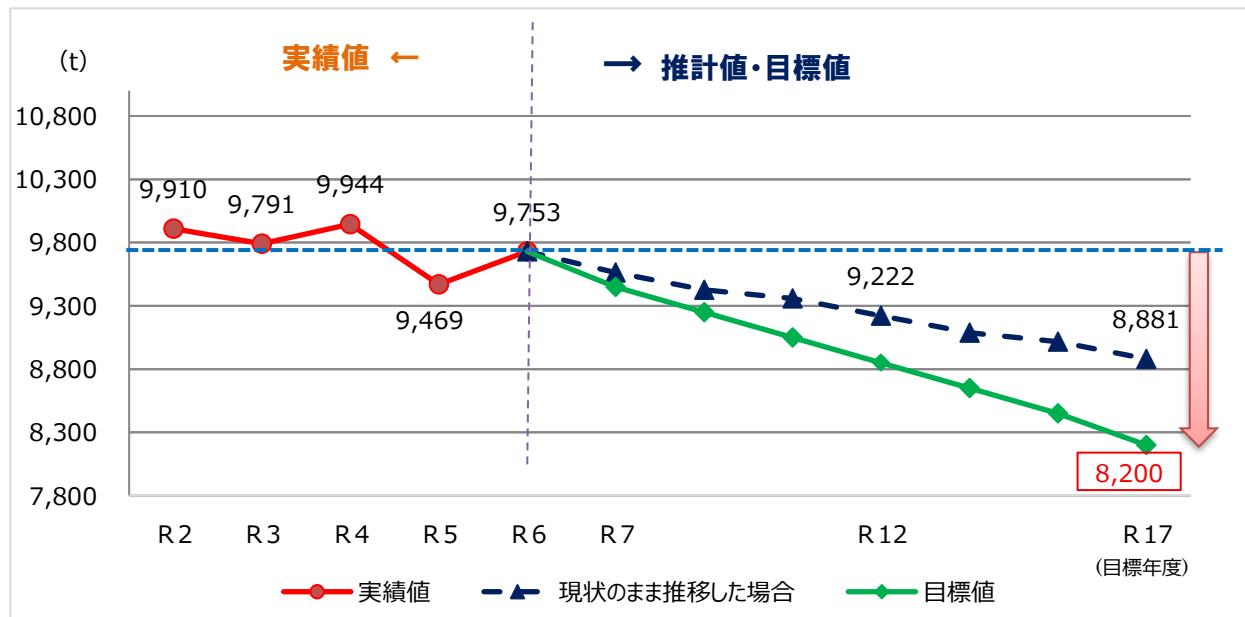
事業系ごみの排出量

前計画に引き続き、事業系ごみの排出量を、目標値として設定します。

推計値では、令和17年度までに約10%減少し8,881tとなると推測されますが、現在排出されている事業系ごみの中には、食品ロスなどの減量可能なごみや、本来市では処理しない産業廃棄物等も含まれていることから、適正排出を推進していき、推計値よりさらに約8%の削減をめざすこととし、目標値を設定します。

目標値：令和17年度までに8,200tに減量（令和6年度比：-1,553t）

(図3-5) 事業系ごみの排出量 目標値と排出量予測（単位:t）



目標値 4 最終処分率

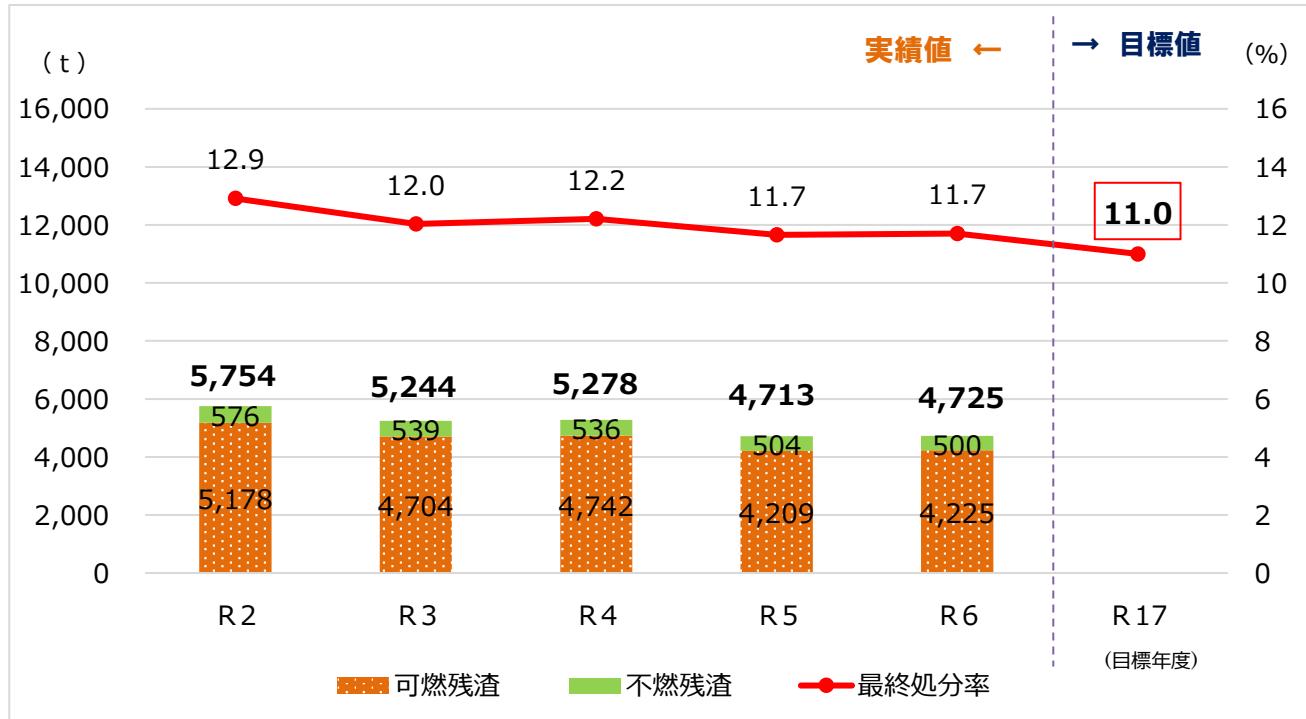
算出方法

(可燃残渣 + 不燃残渣) ÷ (焼却施設への搬入総量 + リサイクルプラザへの搬入総量) × 100

焼却施設から出る焼却灰などの「可燃残渣」とリサイクルプラザで資源化物を取り出した後に残る「不燃残渣」等、埋立て処分された量の割合を示すもので、廃棄物処理の最終段階における環境負荷の大きさを計る指標となります。近年は横ばい状態で推移しており、令和 6 年度実績が 11.7%でしたら、適正な分別により埋立量を減らしていく施策を推進していきます。

目標値：令和 17 年度までに 11% へ削減（令和 6 年度比：-0.7% 削減）

(図 3-6) 事業系ごみの目標値と排出量予測



目標値 5

クリーン作戦への参加率

この目標値は、市民の環境美化に対する関心度をはかる指標となります。

クリーン作戦では、市民及び各種団体等（町内会、子供会、スポーツ少年団、老人クラブ、学校、企業、福祉施設、ボランティア団体等）が自主的に道路や河川、海岸、公園等の公共エリアの清掃活動を行う際に、市ではごみ袋の提供と活動後のごみの回収及び処分を行っております。令和2～3年度はコロナ禍であったため活動を自粛した団体等もありましたが、参加者は増加傾向にあり、令和5年度は15,000人を超えるました。令和6年度は、やや減少したものの14,576人で、総人口に占める割合は12.4%でした。

今後、人口は減少していくことが予想されますが、市民の環境美化に対する意識向上を推進していきます。

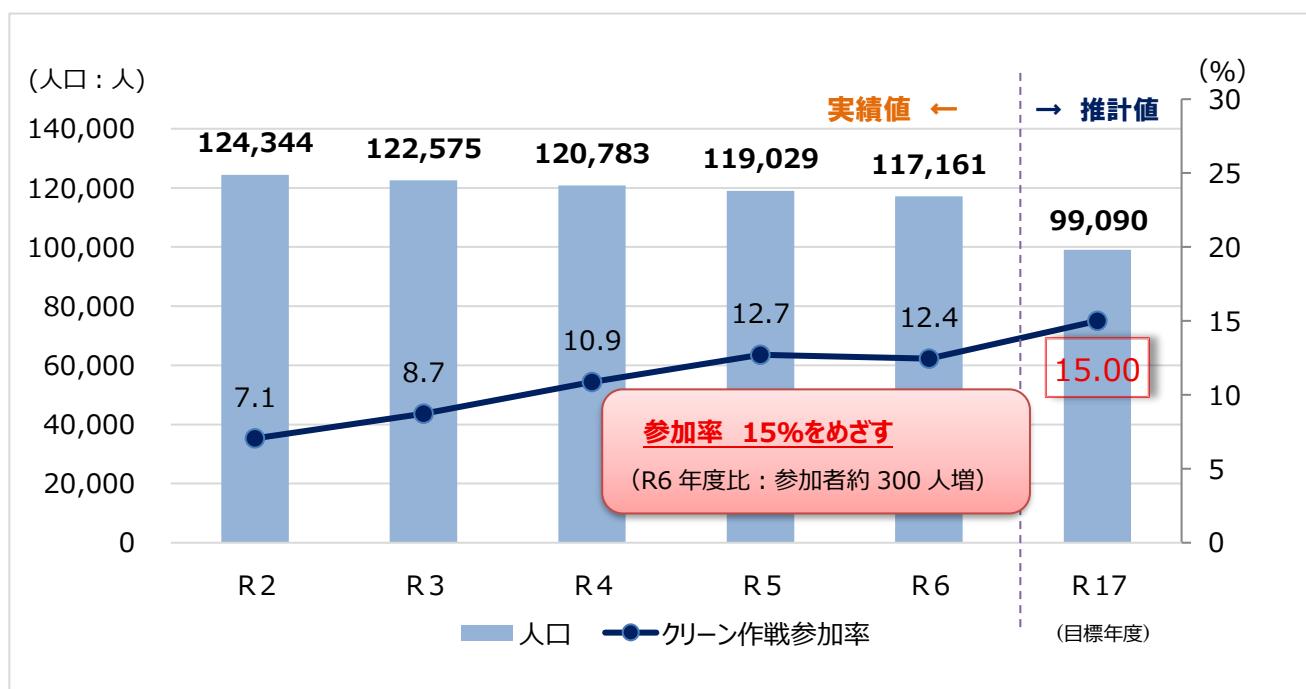
目標値：令和17年度までに参加率 15%へ増加（令和6年度比：約300人増）

(表3-3) 人口及びクリーン作戦への参加者数と参加率

	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (実績)	R5 (実績)	R6 (実績)	R17 (推計・目標)
人口 (人)	124,344	122,575	120,783	119,029	117,116	99,090
参加者数 (人)	8,776	10,699	13,130	15,130	14,576	14,863
参加率 (%)	7.1	8.7	10.9	12.7	12.4	15.0
参加団体数	185	202	266	288	228	-
実施回数 (回)	137	290	290	322	342	-

※令和4年度よりごみゼロ大作戦(毎年5月30日実施)の参加者数も含む

(図3-7) 人口及びクリーン作戦への参加率の推移と目標値



第4章 計画推進に向けた施策

1 施策の体系

基本目標

一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会～みんなで進める3R～

基本方針 1 ごみの減量・資源化（3R）の推進

基本施策（1）減量化・リデュース・リユースの推進

- マイバッグ・マイ箸・マイボトル利用推進（ワンウェイプラスチック削減）
- 詰め替え製品の利用推進・食品ロス削減
- 家庭系ごみ処理の有料化の検討

基本施策（2）リサイクルの推進

- 集団資源回収運動の推進
- 拠点回収の実施と拠点回収品目・場所の拡充
- プラスチック製容器包装類の適正排出推進
- ペットボトルの水平リサイクル推進（リサイクルの高度化）

基本施策（3）環境学習の推進

- リサイクルプラザやごみ焼却施設を利用した環境学習の実施
- ごみ分別出前講座
- ペットボトル水平リサイクルの環境学習
- 環境出前講座

基本施策（4）積極的な情報発信

- 情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信
- もやすごいのサンプル調査の継続
- ごみの分け方・出し方ガイドブック・ごみ収集カレンダーの配布

基本施策（5）プラスチック資源循環の推進

- プラスチックごみの一括回収、資源化実施検討

基本方針 2 環境負荷の少ない、適正かつ安定的なごみ処理の推進

基本施策（1）適正な収集・運搬等の推進

- 適正なごみステーションの設置・維持管理
- 危険なごみや市で処理できないごみの適正排出指導
- 発火の危険性があるごみの適正排出に係る周知啓発
- 環境保全推進員の委嘱・研修
- 違法な不用品回収への対策
- 高齢者等のごみ出し支援

基本施策（2）適正な処理・処分の機能確保

- 各ごみ処理施設の適正管理・機能維持
- 効率的なごみ発電・売電・グリーン電力証書の販売
- プラスチックごみの一括回収・資源化実施検討
- ごみ処理手数料の適正化
- 資源化施設の整備方針の策定
- 次期最終処分場整備検討

基本方針 3 環境美化の推進

基本施策（1）不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進

- 不法投棄・ポイ捨て防止啓発
- クリーン作戦・一斉清掃・河川一斉清掃等への支援・啓発

基本施策（2）海岸漂着ごみ対策の推進

- 海ごみについての啓発
- ごみゼロ大作戦の実施

基本方針 4 災害廃棄物処理体制の強化

基本施策 安定的な廃棄物処理体制の確保

- 発災時の迅速かつ適正な災害廃棄物処理
- 協定締結団体との連携強化

基本方針1 ごみ減量・資源化(3R)の推進

(関連する主なSDGsのゴール)



(1) 減量化・リデュース・リユースの推進

余計なものを買わない、もらわないなど、家庭から出るごみの減量化を進めていきます。特に、家庭から出るごみの多くを占める食品ロスや生ごみの量を減らすため、「使い切り」「食べきり」「生ごみの水切り」を推進していきます。また、フリーマーケットやリサイクルショップ、フリマアプリの利用など、リユースの取組を推進していきます。

家庭系ごみ処理の有料化(指定袋の製造費にごみ処理経費を上乗せして指定袋の価格を設定すること)は、排出量に応じた負担の適正・公平化とともに、市民の意識改革やごみ処理費の縮減を図るということで、県内でも庄内地域を除く全市町村が取り組んでいます。これらのことから、本市でも家庭系ごみ処理の有料化についての具体的な手法も含めて検討を継続していきます。

また、事業系ごみについても減量化を進めています。事業所におけるペーパーレス化や食品ロスの削減などの取組は、ごみ処理費用の軽減や企業イメージのアップなど、事業者側のメリットにもつながります。

ごみ焼却施設に搬入されるごみの重量当たりの処理手数料については、適正な費用負担のための手数料見直しを進めます。

取組項目

- 家庭系ごみの減量
 - ・計画的な買い物の呼びかけ
 - ・マイバッグ・マイ箸・マイボトルの利用の推進（ワンウェイプラスチック等の削減）
 - ・詰め替え製品の利用の推進
 - ・食品ロス削減、生ごみの水切りの推進
 - ・リユースイベントの開催、フリーマーケット・フリマアプリの利用の呼びかけ
 - ・家庭系ごみ処理の有料化の検討
- 事業系ごみの減量
 - ・廃棄物の発生量の少ない事業活動の啓発
 - ・過剰包装の抑制
 - ・可燃ごみの処理手数料の適正化

Let's Try!

家庭から出るごみの 減量にチャレンジ

目標値 1

1人1日当たりの家庭系ごみの排出量
令和6年度実績 令和17年度目標

569 g → 520 g

49g の減量が必要

家庭から出るごみは、ちょっとした工夫で減らすことができます。

計画目標を達成できるように、1人1日当たり**49g の減量**を目指して毎日の生活の中でできることから取り組んでみましょう。

レジ袋を辞退すると

約 5g の削減



割りばしや使い捨てスプーン等
マイ箸やマイスプーン等を使う

約 1.5~5 g の削減



詰め替え製品を利用すると

約 40 g の削減



※シャンプーボトル約 50 g、詰め替え容器約 10 g 程度

マイボトル等を利用すると
約 35 g の削減



ティッシュの空き箱 や 飲料パック
もやすごみ ⇒ 資源回収へ

約 30 g の削減



(2) リサイクルの推進

資源化を進めるためには、適切なごみの分別が欠かせません。令和4年度から実施しているもやすごみのサンプル調査の結果からも読み取れるとおり、もやすごみの中に古紙類やプラスチック製容器包装類など資源化が可能なものが、多く混入しています。

古紙類の分別をより一層進めるため、集団資源回収運動への支援を継続することにより、地域に根ざしたリサイクル活動を推進していきます。さらに、事業者と連携した拠点回収の品目・場所の拡充についても検討を続けていきます。

また、食品トレイなどのプラスチック製容器包装類については、桃色のごみ袋での出し方をわかりやすく啓発するとともに、店頭回収の利用についても推進していきます。

取組項目

- 集団資源回収運動の推進
- 古紙類・古着・小型家電等の拠点回収
- 拠点回収品目や場所の拡充
- プラスチック製容器包装類の適正排出を推進
- 店頭回収の推進
- ペットボトルの水平リサイクルの推進（リサイクルの高度化）

(3) 環境学習の推進

ごみ問題やリサイクルに関する関心や意識を高めるために、幼少期からの環境教育が重要であることから、ごみ処理施設の見学や市内各学校と連携した環境教育を実施します。

近年、留学生や技能実習生など外国人居住者が増加していることから、やさしい日本語や多言語に対応した分け方・出し方を活用し、大学や企業と連携してごみ分別やリサイクルの取組の周知・啓発を行います。

取組項目

- リサイクルプラザやごみ焼却施設を活用した作業見学・体験教室などの環境学習の推進
- 各種企業・団体・町内会等におけるごみ分別出前講座の開催
- 小学校等での環境出前講座やペットボトルの水平リサイクルの環境学習を継続

(4) 積極的な情報発信

多くの市民が3Rに関する理解を深め、日常生活でごみの減量化・資源化に取り組んでいくためには、様々な機会をとらえて3Rの大切さについて情報発信することが必要です。町内会や各種団体を対象とした出前講座の実施や、施設見学時にはわかりやすい説明を行います。また、各種媒体を活用し、行動変容につながるような積極的な情報発信を行います。

市民一人ひとりがより主体的にごみ減量に取り組んでいけるように、さらには、本市の分別や排出ルールに慣れていない転入者、外国人及びごみの減量に対して関心がない市民にも伝わるように、リサイクルの成果や効果を「見える化」するとともに、イラストや写真、動画などで視覚に訴えるわかりやすい情報発信を行います。

取組項目

- 「広報つるおか」や「工コ通信」等の紙媒体と各種SNSによる情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信
- LINEを活用したごみ収集日通知機能やごみ分別検索機能を随時メンテナンスし、利便性の向上に努める。
- 「やさしい日本語」を活用した、外国人・高齢者等へのわかりやすい情報発信
- 転入者等への『ごみの分け方・出し方ガイドブック』の配布
- ごみ収集カレンダーの配布
- 分別間違いが多いごみの重点的な情報発信
- ごみの減量・資源化が進んでいる自治体の取組の研究
- もやすごみのサンプル調査の継続

(5) プラスチック資源循環の推進

プラスチック資源循環促進法により、「プラスチックごみの一括回収」が市町村の努力義務となりました。一括回収の実施にあたっては、中間処理を行うリサイクルプラザの設備を改良する必要があるため、リサイクルプラザの整備方針の検討と並行して実施の可否や実施時期等を検討していきます。

取組項目

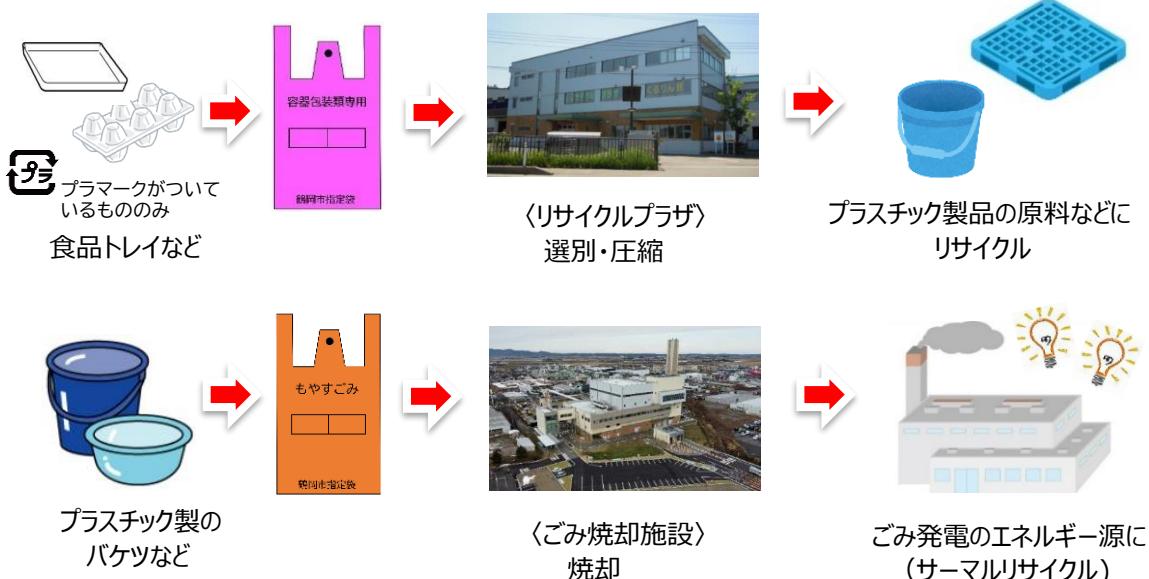
- プラスチックごみの一括回収・資源化の実施に向けた検討

プラスチックごみの一括回収

本市では現在、プラスチック製容器包装類は桃色のごみ袋で分別回収し、リサイクルプラザで選別・圧縮のうえ資源化工場に出荷し、プラスチック製品の原料などにリサイクルしています。一方で、洗面器や歯ブラシなどのプラスチック製品については、もやすごみとして回収し、ごみ焼却施設で焼却しているため、ごみ発電のエネルギー源にはなっているものの、リサイクルの対象とはされていません。

プラスチックごみの一括回収とは、プラスチック製品をプラスチック製容器包装類と一緒に収集し、資源化に向けた処理を行うことです。令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法において一括回収が自治体の努力義務とされたことにより、一括回収に取り組む自治体が増えています。

【現在の分別方法】



【一括回収を実施した場合に想定される分別方法】



プラスチックごみの一括回収のメリット

分別の種類を減らすことで分別にかかる市民の負担が軽減されるほか、プラスチックごみの焼却量が削減されます。また、リサイクルにより新たなプラスチックを石油から製造する量も減るため、原料生産時のCO₂排出量も削減につながり、より高度なリサイクルが期待できます。

基本方針2 環境負荷の少ない、適正かつ安定的なごみ処理の推進

(関連する主なSDGsのゴール)



(1) 適正な収集・運搬等の推進

近年多発する自然災害による災害廃棄物の大量発生など、これまで以上に安全で安定的な廃棄物処理体制が求められているため、ごみの収集運搬の過程で、常に安定的な運営に努めます。

市内で約2,500か所あるごみステーションから安全かつ効率的にごみ収集を行えるよう、環境保全推進員等と連携してごみステーションの維持管理やごみの適正排出に向けた啓発に努めます。

スプレー缶等の発火の危険性があるごみは、収集運搬時や処理過程において火災につながるおそれがあることから、引き続き適正排出について周知・啓発を強化していきます。

今後も人口減少や高齢化が進む中で、ごみの排出状況に応じた効率的な収集・運搬体制づくり及び指定ごみ袋の製造・販売のあり方を検討するとともに、令和5年度に創設した「高齢者等ごみ出し支援事業補助金」による支援を継続していきます。

取組項目

- 町内会等による適正なごみステーションの設置及び維持管理の促進
- 環境保全推進員の委嘱、研修等の実施
- 危険なごみや市で処理できないごみの適正排出の指導
- 事業系ごみの適正排出の指導
- ごみの分別・収集方法の適宜見直し
- 一般廃棄物収集運搬委託業者・許可業者等への指導
- 違法な不用品回収への対策
- スプレー缶、カセットボンベ、ライター、電池類内蔵製品等の発火の危険性があるごみの適正排出に係る周知啓発の強化
- 指定ごみ袋の効率的な製造・販売
- 高齢者等のごみ出し支援の実施

(2) 適正な処理・処分の機能確保

一般廃棄物処理施設である以下の3施設の機能を維持し、廃棄物を適正に処理・処分するとともに、ごみの処理過程における環境負荷の低減とエネルギーの効率的な回収を推進します。

人口減少に伴うごみの減少や、各施設の適正な維持管理などの様々な課題から、一般廃棄物の処理及び処分の広域化について研究していきます。

■ ごみ焼却施設（鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」）

焼却施設の運営にあたって、発電効率を高めて運転することや、施設内で使用する電気の削減に努め、環境負荷の低減を図るとともに、発電したエネルギーを施設内で自家消費するほか、余剰電力を売電し、市内の小中学校や公共施設などに供給する「電力の地産地消」を継続していきます。

■ 資源化処理施設（鶴岡市リサイクルプラザ「くるりん館」）

稼働開始から20年が経過し、主要設備の老朽化が進む中、ペットボトルとプラスチック製容器包装類の排出割合の変化への対応や、リチウムイオン電池等の混入対策などを目的とした改良工事が必要となっています。計画的な整備修繕により経済的かつ効率的な維持管理を継続するとともに、プラスチックごみの一括回収を視野に入れた資源化処理施設の整備方針の策定に向けて検討していきます。

■ 最終処分場（鶴岡市一般廃棄物最終処分場）

埋立てされるごみを減らしていくためには、ごみの適正分別が不可欠です。

最終処分場の残余容量等を市民に情報提供したり、ごみの減量や分別を促すなど、最終処分量の削減を図っていきます。併せて、焼却灰等の埋立処分、発生した浸出水の処理及び最終処分場の維持管理を適切に行います。

最終処分場は、安定したごみ処理体制を確保するうえで不可欠な施設ですが、用地の確保が難しく、整備には計画段階から供用開始まで長期間を要するため、引き続き、最終処分場の計画的な整備を進めています。

取組項目

- 各ごみ処理施設の適正管理及び機能維持
- 効率的なごみ発電と売電及びグリーン電力証書の販売を継続
- 資源化処理施設の整備方針の策定
- プラスチックごみの一括回収・資源化の実施に向けた検討
- 次期最終処分場の整備に向けた検討
- 各ごみ処理施設に関するわかりやすい情報発信

基本方針3 環境美化の推進

(関連する主なSDGsのゴール)



(1) 不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進

不法投棄の発見件数は、毎年90件程度で推移を続けていますが、関係団体と連携し、不法投棄やポイ捨てはしない、させない、許さない地域づくりを推進するとともに、不法投棄事案が発生した場合には警察等の協力のもと投棄者の特定に努め、原状回復を図ります。

また、ごみ袋の提供やごみの回収等を通じてクリーン作戦への支援を継続し、環境美化意識の醸成に努めます。

取組項目

- 不法投棄・ポイ捨て防止に向けた啓発、看板等の貸与
- クリーン作戦・一斉清掃・河川一斉清掃等への支援及び啓発

(2) 海岸漂着ごみ対策の推進

山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸漂着ごみ対策を推進します。

取組項目

- 海ごみについての啓発
- 海岸部でのごみゼロ大作戦の継続実施

基本方針4 災害廃棄物処理体制の強化

(関連する主なSDGsのゴール)



安定的な廃棄物処理体制の確保

災害発生時においては、鶴岡市災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理を実施します。多発する自然災害に対応するために、平時より災害廃棄物処理訓練への参加や協定を締結している関係団体との連携を図り、安定的な廃棄物処理体制を強化していきます。

感染症流行時においても、家庭系ごみの収集運搬業務の補完体制を強化し、委託業者等との連携を図り、迅速かつ継続的な廃棄物処理体制を確保します。

取組項目

- 発災時の迅速かつ適正な災害廃棄物処理
- 各種協定を締結している関係団体との連携を強化

鶴岡ごみゼロ大作戦

鶴岡市では平成21年度から、ごみゼロ（530）の語呂合わせで5月30日に「鶴岡ごみゼロ大作戦」と銘打って、公園の清掃活動などを実施してきました。

令和4年度からは、世界的な課題となっている海洋プラスチックごみ問題について考える機会とするため、海岸のクリーン作戦を実施しており、令和4～6年度は湯野浜海水浴場で、令和7年度は由良海水浴場とマリンパーク鼠ヶ関の2会場でクリーン作戦を実施しました。

令和7年度は、2会場合計で329名の参加者数となり、市内の小学生やつるおかSDGs推進パートナーの事業所等の方々をはじめ、市内外の方に参加いただき、233kgのごみを集めることができました。ペットボトルやプラスチック製の容器、漁具などのほか、ガラスびんや金属類なども流れ着いており、実際にごみを拾いながら、「海ごみ」や「マイクロプラスチック」について学ぶ良い機会となりました。

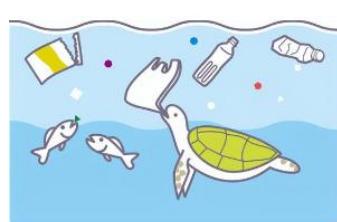


▲令和7年度 由良海水浴場

海洋プラスチックごみ問題

海ごみの約8割は、私たちの住む陸からきていると言われています。

道路にポイ捨てされたごみや、ごみステーションからあふれたごみ、河川敷に投棄されたごみなどが、風や雨で飛ばされて水路や川に入り、海まで流れ着いてしまいます。



海ごみの中でも特に問題になっているのがプラスチックです。プラスチックは微生物の働きではほとんど分解されないため、長期間残り続けます。また、プラスチック自体が持つ有害物質に加え、海中の汚染物質を吸着する性質も持っています。漁具などに絡まって傷つけたり、誤って食べてしまったりすることで、多くの海洋生物が被害にあっています。2050年には海に暮らす魚の重量よりも、プラスチックの重量の方が多くなってしまうという予測があります。

海ごみを減らすためには、ごみのポイ捨てをしないことはもちろん、ごみステーションを散らかさないようにすることや、クリーン作戦に参加してごみ拾いをすることが大切です。

2 各主体の取組

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするために、施策の実施にあたっては、市民、事業者、行政(市)の三者がそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取組を推進していくことが求められます。

	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一人ひとりがごみ問題を「自分ごと」としてとらえ、可能な限りごみを出さないライフスタイルへの転換に取り組む。 ○ ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。 ○ 危険なごみや市で処理できないごみについて、適正排出に努める。 ○ クリーン作戦に積極的に参加し、環境の美化に努める。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ ペーパーレス化や過剰包装の抑制、食品ロスの削減など、生産・販売等の各段階でごみの減量に積極的に取り組む。 ○ ごみと資源の分別を徹底し、リサイクルの推進に努める。 ○ 一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、適正排出に努める。 ○ クリーン作戦に積極的に参加し、環境の美化に努める。
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> ○ ごみの減量・資源化の推進に向け、積極的な情報発信に努める。 ○ ごみの収集・処理を適正に継続する。 ○ クリーン作戦の支援等を通じて、環境美化意識の醸成に努める。 ○ 災害発生時には、災害廃棄物の適正、円滑かつ迅速な処理を実施する。

第5章 食品ロス削減推進計画

1 計画策定の趣旨

私たちの周りでは、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。食品ロスの削減に取り組むことは、家計の節約や事業者の製造・販売・流通コストの削減、本市の廃棄物処理経費の軽減にもつながるだけでなく、大切な資源の有効活用や、焼却に伴う温室効果ガスの排出抑制など環境負荷の低減への貢献も期待されています。また、食べ物を大切にし、生産等に携わる人々に対し感謝の心を育むことは、食育の観点からも重要であり、恵まれた自然環境の農林水産物や豊かな食文化を有する本市にとって身近で重要な課題です。

令和元年10月に「食品ロス削減推進法」が制定され、政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針を定め、地方公共団体は、その基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定するよう努めるものとされました。このようなことから、「鶴岡市一般廃棄物処理基本計画」に内包し「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロス削減の取組を推進するものです。

2 計画期間

令和8年度～令和17年度の10年間

なお、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

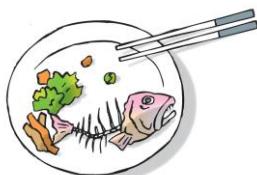
食品ロスとは？

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。

食品ロスは、食品メーカー・スーパー・マーケットで発生していることが多いですが、食品ロス量の半分は家庭から発生しています。家庭で発生する食品ロスは、大きく3つに分類されます。

1. 食べ残し

食卓にのぼった食品で、食べ切れずに廃棄されたもの。



2. 直接廃棄

賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの。



3. 過剰除去

厚くむき過ぎた野菜の皮など、不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。



家庭で食品ロスを減らすコツ

- ①買い物は「必要な分だけ買う」
- ②料理は「食べられる分を作る」
- ③食事は「おいしくできる」ことが基本です。



※「家庭での食品ロスを減らそう」（消費者庁）から引用

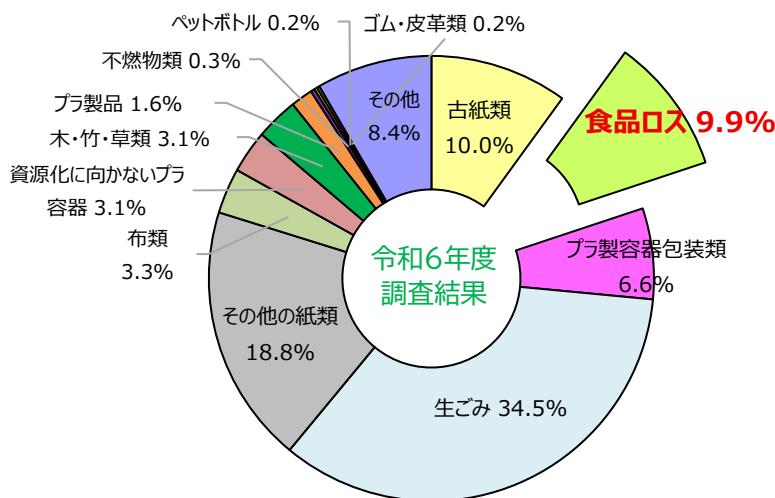
鶴岡市エコキャラクター「みどりちゃん」

3 食品ロスの現状と課題

(1) 食品ロス発生量について

国連食糧農業機関(F A O)の報告によれば、世界では人の消費のために生産された食料のおよそ3分の1に相当する約13億tもの食品が1年間に廃棄されています。国内においても、年間464万t(令和5年度推計)の食品ロスが発生し、その内訳は、家庭系食品ロス量が233万t、事業系食品ロス量が231万tと推計されています。

本市では令和4年度から、家庭系ごみの約9割を占めるもやすごみのサンプル調査を行い、実態を「見える化」しています。令和6年11月に実施したもやすごみの組成分析結果において、食品ロスの発生量は、家庭から出るもやすごみの9.9%を占めている結果となりました。



(図5-1) もやすごみのサンプル調査の組成（令和6年度）



▲ もやすごみに含まれていた手付かずの食品

1年に家庭から出るもやすごみの総排出量21,183tと比較し、食品ロスの量を推計すると年間で約2,100t(令和6年度推計)の家庭系食品ロスが発生していると推計されます。1人1日当たりに換算すると約50g(茶碗約半分の量)の食品ロスが発生していることになり、さらなる削減に取り組む必要があります。

(表5-1) 家庭系食品ロスの混入推計量（令和6年度）

令和6年度結果からの推計区分	数量
食品ロスの年間発生量推計	2,097t
1人1日当たりの食品ロス発生量	49.04g



食品ロスの年間発生量
(令和6年度推計)

2,097t



2,097tとは学校にある25mプールにたとえると、約7杯分の量にあたります。



×7

1人1日当たりの食品ロス混入量
(令和6年度推計)

49.04g



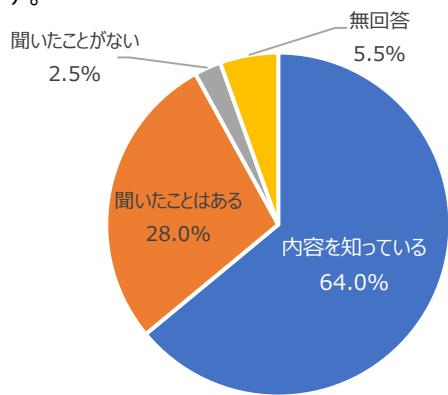
(茶碗約半分の量)

(2) 市民の食品ロスに関する意識

令和7年6月に実施した「ごみの減量・リサイクルに関するアンケート調査」によると、回答者の約64%が食品ロス問題を「知っている」と回答し、日常生活で食べ物を無駄にしない取組を実践していることがわかりました。一方で、回答者の約30%は食品ロスの内容を認知していないと回答したことから、食品ロスに関する情報発信や啓発を強化する必要があります。

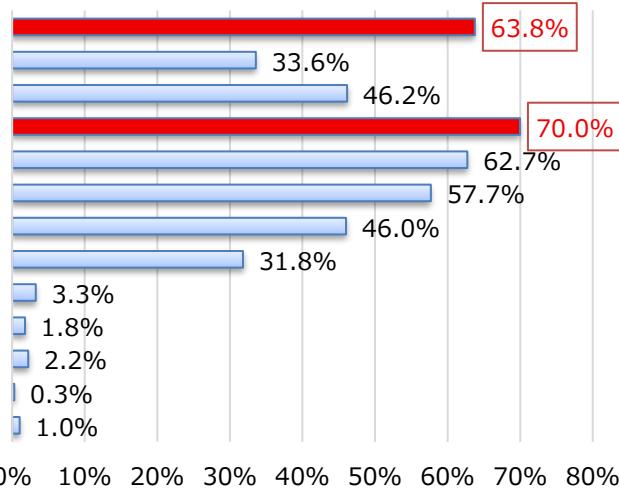
問. 食品ロスに関する認知度

選択肢	回答数	割合
1. 内容を知っている	432	64.0%
2. 聞いたことはある	189	28.0%
3. 聞いたことがない	17	2.5%
無回答	37	5.5%



問. あなたが日常生活の中で実践している食べ物を無駄にしない（食品ロスを出さない）ための取組について、選択してください

- ★ 1. 買い物の前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ買うようにしている。
- 2. 「賞味期限」「消費期限」の近い食品から買うようにしている。
- 3. 料理を作りすぎないようにしている。
- ★ 4. 食材をむだなく使うようにしている。
- 5. 残ってしまった料理は冷凍など傷みにくい方法で保管している。
- 6. お店では食べきれる量だけ注文している。
- 7. 宴会などで出された料理を食べきるようにしている。
- 8. 余った料理は、お店と相談のうえ持ち帰るようしている。
- 9. 食べる予定のない食品をフードドライブ※1などに寄附している。
- 10. その他
- 11. 特に何もしていない
- 12. わからない
- 無回答



食品ロスを減らすための取組として約70%が「食材をむだなく使うようにしている。」と回答し、続いて約64%が「買い物の前に冷蔵庫を確認し、必要な分だけ買うようにしている。」と回答しました。

買い物時のポイント



① 買い物前に冷蔵庫や食品庫等のストック食材をチェックする

メモ書きや携帯電話・スマートフォン等で撮影し、買い物時の参考にしましょう。

② 使う分、食べられる分を買う

安いといつも買ってしまうがちですが、必要な分だけ買って食べきりましょう。

③ 期限表示を知って、賢く買う

利用予定と照らし合わせ、期限表示を確認しましょう。

すぐに使う予定の食材は、お店の食品棚の手前からとるようにしましょう。

すぐにたべるなら、
手前をえらぶ。

『てまえどり』

にご協力ください。

食品ロス
ゼロをめざして

みんなで目標そろ、地域にやさしいお買い物。
消費者庁 農林水産省 環境省

環境省ホームページより

4 食品ロスの削減目標

令和7年3月25日に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針で示されている国の目標は以下の3点です。

国の削減目標

- ①家庭系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させる。
- ②事業系食品ロス：2000年度比で2030年度までに食品ロス量を60%削減させる。
- ③食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。

国で掲げる削減目標をもとに、本市では令和17年度までに「もやすごみに占める食品ロスの割合」を半減する目標値を設定し食品ロスの削減に取り組みます。

目標値：もやすごみに占める食品ロスの割合

令和17年度までに **5.0%** へ減量（令和6年度比：**-4.9%**）

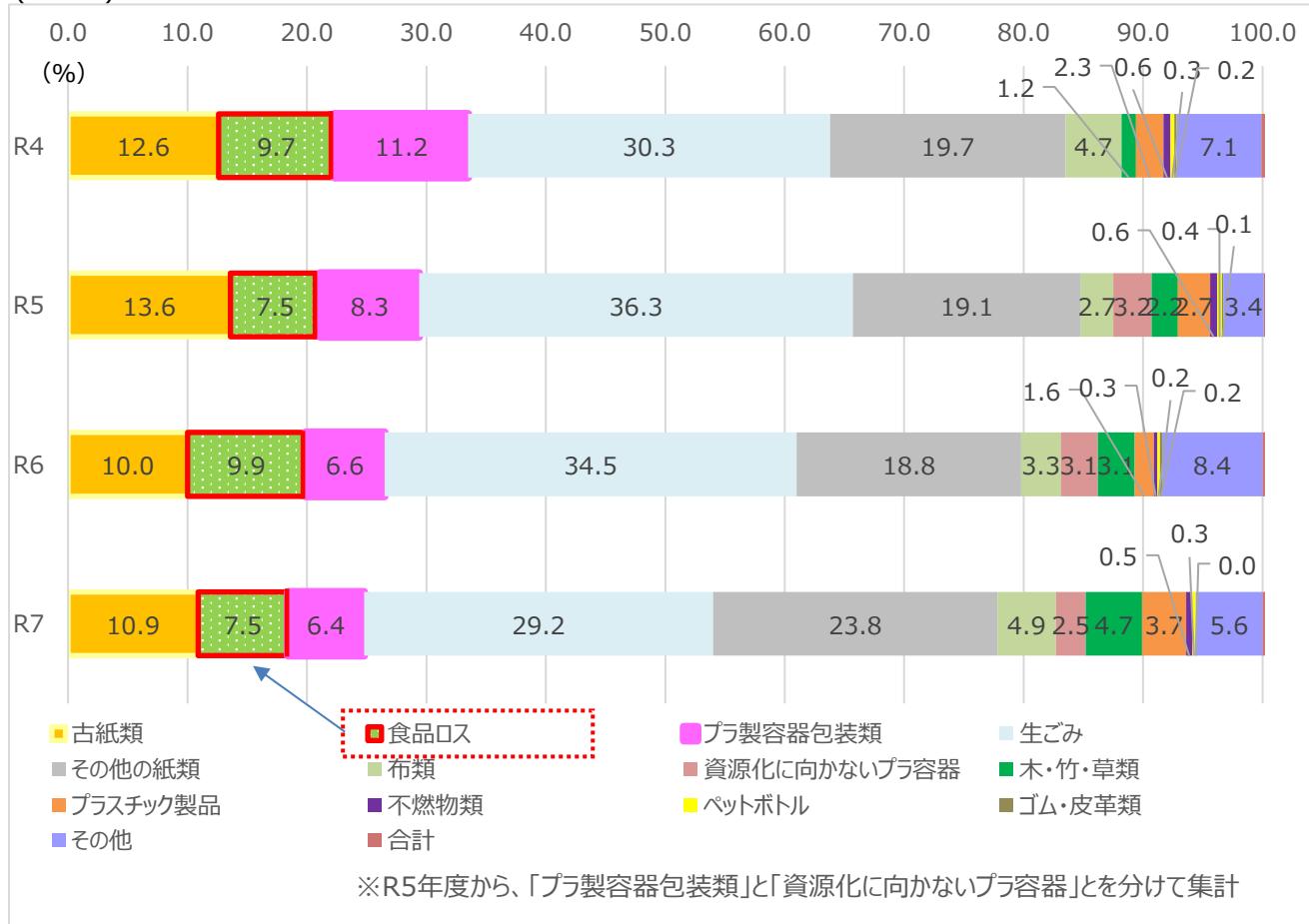
(表5-2) もやすごみに占める食品ロスの割合と目標値 (%)

※令和7年度は6月28日に実施

	R4	R5	R6	R7	R17
もやすごみに占める食品ロスの割合 (%) 実績値	9.7	7.5	9.9	7.5	
もやすごみに占める食品ロスの割合 (%) 目標値					5.0

-4.9%
半減させる目標値

(図5-2) もやすごみのサンプル調査の組成の推移



5 食品ロス削減に向けた施策

(関連する主なSDGsのゴール)



食品ロス削減の推進は、廃棄物削減という点では、環境や廃棄物を主管する部局が主担当となります。しかし、食品ロスの問題は、教育（学校給食の食品ロス削減や食育の推進等）や福祉（フードドライブやこども食堂との連携等）、防災（災害備蓄食品の有効活用等）といった側面も含まれることから、環境や廃棄物を主管する部局だけでなく、市民、産業振興、社会福祉等の関係部局とも連携しながら推進していきます。

(1) 生ごみ・食品ロスの削減

令和6年11月に実施したもやごみのサンプル調査の結果において、家庭から排出されるもやごみ21,183tのうち、全体の約35%（約7,410t）が生ごみで、さらにこの生ごみの約80%（約5,900t）を水分が占めていると推測されます。生ごみを減らすため、「食材を使い切る」、「作ったものを食べ切る」、「排出する際に水切りを行う」などの取組をより一層推進します。

併せて、事業系で発生する生ごみの削減に取り組みます。特に、外食産業では、食品ロスの発生要因の約80%が「お客様の食べ残し」とされており、県が実施する「もったいない山形協力店」などを中心に「3010(さんまるいちまる)運動」や「小盛メニューの導入」、「持ち帰り」に係る啓発を行う等、食品ロスを減らす取組を推進します。

取組項目

- 「使い切り」、「食べ切り」、「水切り」の促進
- 会食時における「3010運動」の実施及び啓発
- 飲食店等での「小盛メニューの導入」及び「持ち帰り」の普及啓発



さんまるいちまる

3010運動



3010運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。

<乾杯後30分間>は席を立たずに料理を楽しみましょう。

<お開き10分前>になつたら自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。
と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。職場や知人との宴会から始めて
いただき、一人ひとりが「もったいない」を心がけ、楽しく美味しく宴会を楽しみま
しょう。

※「食品ロスポータルサイト」（環境省）参考

(2) 再利用・資源化の推進

主に食品を使い切るなどの視点に加え、残った食材等を再利用・資源化することも廃棄物の削減につながります。

このため、使う予定のない食品や災害備蓄品等の食品を、フードドライブで活用することを推進するとともに、生ごみを水とともに粉碎して下水道に排出する設備であるディスポーザーの導入制度の周知を図ります。

取組項目

- フードドライブ事業の推進
- 災害備蓄品の入替え時の有効活用（ローリングストックの実践）
- 生ごみを水とともに粉碎して下水道に排出する設備であるディスポーザーの導入制度の周知

(3) 啓発活動の推進

市民がそれぞれの立場で食品ロス削減に取り組むため、その重要性について理解と関心を高める教育や普及啓発を推進するとともに、市民、事業所等が各自の役割を実践するために必要な情報発信や啓発活動を推進します。

取組項目

- 「広報つるおか」や「エコ通信」等の紙媒体と各種 SNS による情報媒体の特性を活かした効果的な情報発信
- もやごみのサンプル調査を継続・実態を周知
- 各種イベントや施設見学、分別講習会等で食品ロス削減について、わかりやすく情報提供する。
- 食品ロスをテーマとした環境学習の実施

消費期限と賞味期限の違い

消費期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存している場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のことです。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。消費期限は、過ぎたら食べない方がよい期限です。消費できる量を購入し、期限内に食べきりましょう。



賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存している場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のことです。スナック菓子、カップめん、チーズ、缶詰め、ペットボトル飲料など、消費期限に比べ、いたみにくい食品に表示されています。賞味期限が過ぎてしまった食品は、直ちに食品衛生上問題が生じるものではありませんので、煮たり焼いたり、十分加熱するなど調理方法を工夫してみましょう。



6 食品ロス削減に向けた各主体の取組

食品ロス削減に向けて、市民・事業者・行政（市）の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要があります。また相互の連携強化を図り、取組を推進していくことが求められます。

	取組内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費期限や賞味期限の正しい理解 ○ 食べられる量をもとにした買い物や調理 <ul style="list-style-type: none"> ・買い物の前に冷蔵庫の中を確認し、食べきれない量を買わないようにする。 ・買い物メモを作り、計画的に買い物をする。 ・食べられる量だけ作る。 ・食品ロスの削減につながるレシピも参考にし、食材を上手に使いきる。 ・冷凍など、食品が傷みにくい方法で保存する。 ○ 冷蔵庫内の整理・整頓及び食品の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・食べ残した料理の食べ忘れがないよう、冷蔵庫・冷凍庫の配置を工夫する。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 店舗での食品ロス削減のPR活動 ○ 食品ロス削減に向けた「てまえどり」等の実践 ○ 消費者のニーズにあわせたばら売り、少量パック、量り売りなどの実施及び検討 ○ 飲食店及び、社員食堂等での「食べ切り」のPR ○ 飲食店における食べきりの推進や小盛メニューの提供、料理の持ち帰りへの対応
行政(市)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品ロスの発生要因や実態についての情報発信 ○ もやすごみのサンプル調査による食品ロスの実態の把握 ○ 3010運動等、食品ロス削減のための行動変容を促す普及啓発の推進 ○ 食品ロス削減のための講座の開催 ○ フードバンク・フードライブ活動への支援 ○ ディスポーザーの導入制度の周知

第6章 し尿等処理基本計画

1 計画策定の趣旨

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道に接続できない世帯・事業所等の汲み取りトイレ及び浄化槽について、快適な生活環境が確保されるよう安定的・衛生的なし尿及び浄化槽汚泥等の処理を行うために策定します。

2 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間

3 し尿等の現状と課題

(1) し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

し尿等収集運搬業務の処理体制については、表6-1のとおりです。

各種許可業者が関係法令等を遵守し、適正な業務を遂行するよう関係機関と連携しながら処理を行っています。このうち、し尿収集運搬業務の継続的かつ安定的な実施を確保するため、令和3年度よりし尿等収集運搬許可業者3者に補助金を交付しています。

(表6-1) 一般廃棄物収集運搬業等許可業者（令和7年4月1日現在）

名 称	許可業者数
し尿等収集運搬業許可業者	9業者
浄化槽汚泥等処分業許可業者	3業者
浄化槽清掃業許可業者	9業者

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

し尿処理量は、公共下水道の処理区域が拡大したことなどにより減少の一途をたどり、令和6年度の収集量は1,942 kℓと10年間で比較すると約40%程度減少しています。

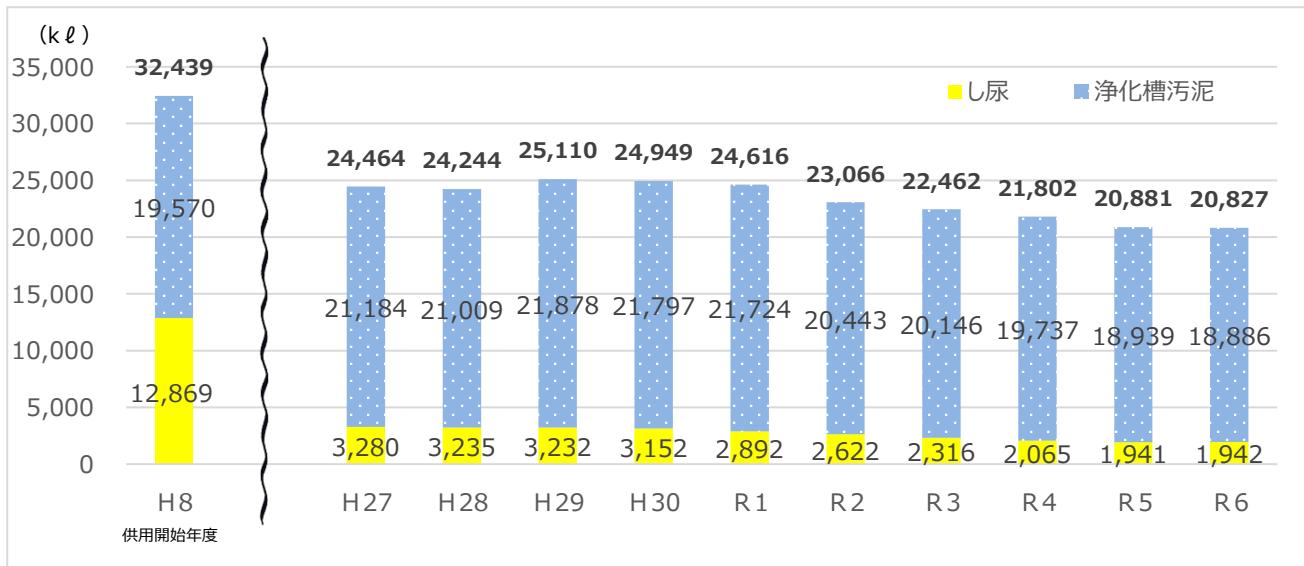
浄化槽汚泥処理量は、10年間で比較すると約11%減少し、し尿と浄化槽汚泥処理量全体では約15%の減少となっています。

(表6-2) し尿・浄化槽汚泥の処理実績（単位：kℓ）

※表示単位未満を四捨五入して表示しています。

	H8	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し 尿	12,869	3,280	3,235	3,232	3,152	2,892	2,622	2,316	2,065	1,941	1,942
浄化槽汚泥	19,570	21,184	21,009	21,878	21,797	21,724	20,443	20,146	19,737	18,939	18,886
合 計	32,439	24,464	24,244	25,110	24,949	24,616	23,066	22,462	21,802	20,881	20,827

(図 6-1) し尿・浄化槽汚泥の処理状況 (単位 : k ℥)



(3) し尿処理施設

<施設概要>

所 在 地 : 鶴岡市宝田三丁目 13 番 6 号

供用開始 : 平成 8 年 4 月 1 日

処 理 能 : 152k ℥ / 日 (生し尿 63k ℥ / 日、浄化槽汚泥 89k ℥ / 日)

放 流 水 : BOD 10mg / ℥ 以下、SS 10mg / ℥ 以下、
大腸菌群数 3,000 個 / m ℥ 以下、色度 30 度以下

処理方式 一次二次処理 : 標準脱窒素処理方式

高度処理 : 凝集沈殿 + オゾン脱色 + 砂ろ過 + 活性炭吸着

臭気処理 : 高濃度臭気 生物脱臭

: 中濃度臭気 薬剤洗浄 + 活性炭吸着



(4) し尿等の処理の課題

し尿処理施設は、平成 8 年 4 月の供用開始から 29 年が経過し、人口減少や下水道の普及による搬入・処理量の減少、搬入量に占める浄化槽汚泥混入率の増加、設備・装置の経年劣化等が進行しています。安定した施設運転管理を行うために、修繕料を含む維持管理費が年々増加しています。

4 基本計画で取り組む施策

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少することが予想される中、引き続き効率的かつ安定的な収集運搬体制の確保に努めます。

(2) し尿・浄化槽汚泥の処理の集約化

供用開始から29年が経過し、制御機器の劣化など設備機器全般が老朽化し、大規模な更新が必要となっています。また、公共下水道の整備拡充、農業集落排水処理施設の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥等の処理量は、し尿処理施設の供用開始当初より約36%減少しており、今後も減少が見込まれるため、鶴岡浄化センターにし尿等受入施設を整備し、し尿処理の集約化・共同化を実施します。

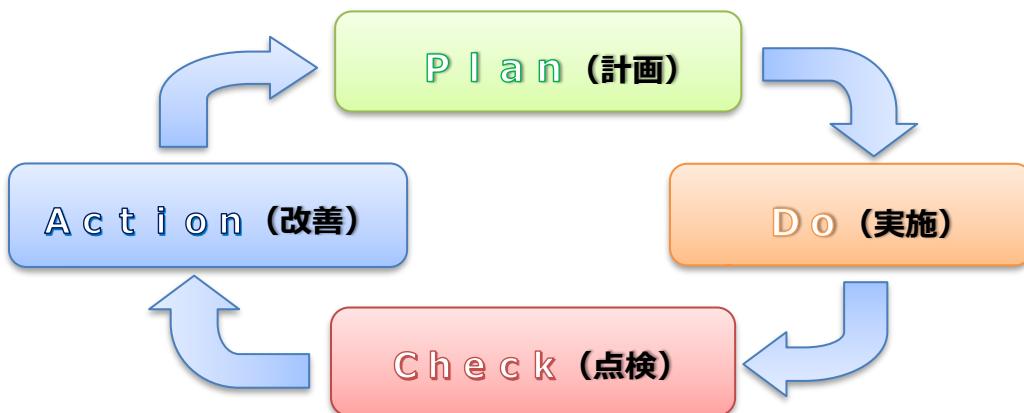
(3) 災害時のし尿処理対策

大規模地震や水害等が発生した場合に、避難所への仮設トイレの設置やくみ取りし尿等の収集運搬等を迅速かつ適正に行うため、平時より協定を締結している関係団体と情報交換や災害時の初動体制の確認を行うなど連携体制の強化を図ります。

第7章 計画の推進

1 計画の進捗管理

本計画を実効性のあるものにするため、取組の進捗状況及び計画目標値達成状況について、毎年度確認し、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(改善)を繰り返して、市民、事業者及び行政の協働による計画の推進を図ります。



Plan - 計画の策定 -

- 本計画に基づき、「一般廃棄物処理実施計画」を毎年度策定します。

Do - 施策の実行 -

- 一般廃棄物の減量化・資源化及び適正処理を進めるため、市民・事業者・行政の協働による取組を推進します。

Check - 進行管理・評価・公表 -

- 毎年度、進捗状況を評価・検証します。
- 進捗状況については、毎年度、廃棄物減量等推進審議会や市ホームページなどを通じて報告します。

Action - 改善 -

- 一般廃棄物処理実施計画に設定する単年度の見込量の達成状況に基づき、数値目標への達成に向け、施策・事業の見直しを行い、翌年度の一般廃棄物処理実施計画に反映し、公表します。

鶴岡市一般廃棄物処理基本計画

令和8年(2026年) 月 発行

発行／鶴岡市

編集／鶴岡市市民部環境政策課

〒997-0011 山形県鶴岡市宝田三丁目 13 番 6 号

TEL 0235-35-0160 (直通)

FAX 0235-22-2879